

令和元年第3回（定例）  
須恵町議会会議録

令和元年9月3日

令和元年9月9日

令和元年9月13日

議会事務局

# 目 次

第 1 号 ( 9 月 3 日 )

|                |    |
|----------------|----|
| 議 事 日 程        | 1  |
| 本日の会議に付した事件    | 2  |
| 出 席 議 員        | 3  |
| 欠 席 議 員        | 3  |
| 議会事務局職員出席者     | 3  |
| 説明のため出席した者     | 4  |
| 開会・開議宣言        | 5  |
| 会期の決定について      | 6  |
| 会議録署名議員の指名について | 6  |
| 町 長 諸 報 告      | 6  |
| 議 会 報 告        | 12 |
| 議案第 57 号       | 16 |
| 議案第 58 号       | 17 |
| 議案第 59 号       | 17 |
| 議案第 60 号       | 18 |
| 議案第 61 号       | 18 |
| 議案第 62 号       | 18 |
| 議案第 63 号       | 20 |
| 議案第 64 号       | 21 |
| 議案第 65 号       | 21 |
| 議案第 66 号       | 22 |
| 議案第 67 号       | 23 |
| 議案第 68 号       | 24 |
| 議案第 69 号       | 25 |
| 議案第 70 号       | 25 |
| 議案第 71 号       | 26 |
| 議案第 72 号       | 26 |
| 報告第 2 号        | 29 |
| 報告第 3 号        | 30 |
| 陳 情            | 31 |
| 陳 情            | 31 |
| 陳 情            | 31 |
| 陳 情            | 32 |
| 散 会            | 32 |

## 第 2 号 ( 9 月 9 日 )

|              |    |
|--------------|----|
| 議 事 日 程      | 33 |
| 本日の会議に付した事件  | 33 |
| 出 席 議 員      | 33 |
| 欠 席 議 員      | 33 |
| 議会事務局職員出席者   | 33 |
| 説明のため出席した者   | 33 |
| 開 議 宣 言      | 34 |
| 14番 議員 今村 桂子 | 34 |
| 11番 議員 田ノ上 真 | 38 |
| 7番 議員 児玉 求   | 43 |
| 6番 議員 川口 満浩  | 49 |
| 1番 議員 白水 春夫  | 52 |
| 9番 議員 三角 栄重  | 54 |
| 2番 議員 男澤 一夫  | 57 |
| 散 会          | 60 |

## 第 3 号 ( 9 月 13 日 )

|             |    |
|-------------|----|
| 議 事 日 程     | 61 |
| 本日の会議に付した事件 | 62 |
| 出 席 議 員     | 63 |
| 欠 席 議 員     | 63 |
| 議会事務局職員出席者  | 63 |
| 説明のため出席した者  | 63 |
| 開 議 宣 言     | 64 |
| 議案第 57 号    | 64 |
| 議案第 58 号    | 67 |
| 議案第 59 号    | 68 |
| 議案第 60 号    | 69 |
| 議案第 61 号    | 69 |
| 議案第 62 号    | 70 |
| 議案第 63 号    | 72 |
| 議案第 64 号    | 74 |
| 議案第 65 号    | 75 |
| 議案第 69 号    | 76 |
| 議案第 70 号    | 77 |

議案第 71 号 . . . . . 78

議案第 72 号 . . . . . 79

陳 情 . . . . . 82

陳 情 . . . . . 85

陳 情 . . . . . 85

陳 情 . . . . . 85

委員会の閉会中の継続調査について . . . . . 86

議員の派遣について . . . . . 86

閉 会 . . . . . 87

---

令和元年第3回（定例）須恵町議会会議録（第1日）

令和元年9月3日（火曜日）

---

議 事 日 程（第1号）

令和元年9月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第57号 平成30年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第58号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第59号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第60号 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第61号 平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第62号 平成30年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第63号 須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第64号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第65号 須恵町上下水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第66号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第67号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第68号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第69号 自治功労者の推戴について
- 日程第18 議案第70号 自治功労者の推戴について
- 日程第19 議案第71号 自治功労者の推戴について
- 日程第20 議案第72号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 報告第2号 平成30年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第22 報告第3号 平成30年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第23 陳 情 「天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書」

|         |     |                                                       |
|---------|-----|-------------------------------------------------------|
| 日程第 2 4 | 陳 情 | 「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める陳情書」    |
| 日程第 2 5 | 陳 情 | 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書」   |
| 日程第 2 6 | 陳 情 | 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書」 |

---

本日の会議に付した事件

|         |            |                                                            |
|---------|------------|------------------------------------------------------------|
| 日程第 1   | 会期の決定について  |                                                            |
| 日程第 2   | 会議録署名議員の指名 |                                                            |
| 日程第 3   | 町長諸報告      |                                                            |
| 日程第 4   | 議会報告       |                                                            |
| 日程第 5   | 議案第 5 7 号  | 平成 3 0 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について                              |
| 日程第 6   | 議案第 5 8 号  | 平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について                        |
| 日程第 7   | 議案第 5 9 号  | 平成 3 0 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について                       |
| 日程第 8   | 議案第 6 0 号  | 平成 3 0 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について                       |
| 日程第 9   | 議案第 6 1 号  | 平成 3 0 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について                      |
| 日程第 1 0 | 議案第 6 2 号  | 平成 3 0 年度須恵町水道事業会計決算の認定について                                |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 3 号  | 須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について                          |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 4 号  | 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例                                          |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 5 号  | 須恵町上下水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 6 号  | 糟屋郡公平委員会委員の選任について                                          |
| 日程第 1 5 | 議案第 6 7 号  | 糟屋郡公平委員会委員の選任について                                          |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 8 号  | 糟屋郡公平委員会委員の選任について                                          |
| 日程第 1 7 | 議案第 6 9 号  | 自治功労者の推戴について                                               |
| 日程第 1 8 | 議案第 7 0 号  | 自治功労者の推戴について                                               |

- 日程第 19 議案第 71 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 20 議案第 72 号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 報告第 2 号 平成 30 年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第 22 報告第 3 号 平成 30 年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 23 陳 情 「天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書」
- 日程第 24 陳 情 「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める陳情書」
- 日程第 25 陳 情 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書」
- 日程第 26 陳 情 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書」

---

出 席 議 員（14 名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 白 水 春 夫 | 2 番  | 男 澤 一 夫 |
| 3 番  | 稲 永 辰 己 | 5 番  | 藤 野 正 剛 |
| 6 番  | 川 口 満 浩 | 7 番  | 児 玉 求   |
| 8 番  | 世 利 孝 志 | 9 番  | 三 角 栄 重 |
| 10 番 | 猪 谷 繁 幸 | 11 番 | 田 ノ 上 真 |
| 12 番 | 田 原 重 美 | 13 番 | 三 上 政 義 |
| 14 番 | 今 村 桂 子 | 15 番 | 松 山 力 弥 |

---

欠 席 議 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 吉 松 良 徳 | 係 長 | 白 水 誠 |
|-----|---------|-----|-------|

説明のため出席した者の職氏名

|           |           |           |             |
|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 町 長       | 平 松 秀 一   | 副 町 長     | 稲 永 修 司     |
| 教 育 長     | 安 河 内 文 彦 | 総 務 課 理 事 | 梅 野 猛       |
| 子ども教育課長   | 御 手 洗 文 生 | 税 務 課 長   | 合 屋 浩 二     |
| 地域振興課長    | 稲 永 勝 章   | 都市整備課長    | 甲 木 圭 二     |
| 住 民 課 長   | 合 屋 真 由 美 | 管理担当課長    | 今 泉 英 明     |
| 上下水道課長    | 世 利 昌 信   | まちづくり課長   | 平 山 幸 治     |
| 健康福祉課長    | 吉 川 聡 士   | 社会教育課長    | 安 河 内 ひ と み |
| 会 計 管 理 者 | 今 泉 俊 裕   | 総 務 課 参 事 | 諸 石 豊       |
| 監 査 委 員   | 吉 松 辰 美   |           |             |



午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。雨が非常に長く、梅雨のときには降らなくて必要ないときに雨が降って非常に困っていますけども、よそでは水害が大変来ておりますけども、我が町におきましては、大きな災害もなく、よかったと思っておりますけども、日ごろの訓練等を行うべきじゃないかと思っておりますけども。

そういうことでよかと思っておりますけども、きょうから議会が始まるわけでございます。どうか議論等もよろしくお願いいたします。

それでは、開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思いますけども、よろしくお願いいたします。

ただいまから令和元年第3回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議員（13番 三上 政義） おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

令和元年第3回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

8月27日、午前10時より議会運営委員会を開催し、第3回定例会の運営について協議・検討いたしました。

今回、提出された議案は16件、報告2件、陳情が4件提出されております。

なお、陳情につきましては、議長口述により提案していただき、各委員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いしたいと思います。

ほかに町長諸報告6件、議会中の組合議会報告4件で、委員会付託につきましては、決算審査特別委員会6件、予算審査特別委員会1件、総務建設産業委員会6件、文教厚生委員会5件で、決算認定に伴う議案第57号から議案第62号は、それぞれ関連議案でありますので一括議題といたします。

議案第66号から議案第68号の人事案件は、本日、提案理由の説明後、採決を行い、議案第69号から議案第71号につきましては、申し合わせにより、総務建設産業委員会に付託いたします。

会期は、本日9月3日から13日までの11日間としており、9日午前9時より一般質問、終了後、全員協議会、10日、常任委員会前に特別会議室におきまして、庁舎1階東側トイレ改修工事施工案件の説明を受けます。13日、最終本会議終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

----- . ----- . -----

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を本日から9月13日までの11日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を本日から9月13日までの11日間と決定しました。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、8番議員、9番議員を指名します。

---

### 日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。9月定例会を招集しましたところ、全員出席のもと開会できますことを感謝申し上げます。

それでは、6件について、町長報告させていただきます。

#### **平成30年度一般会計決算について**

まず初めに、平成30年度の一般会計決算についてでございます。

一般会計決算につきましては、歳入総額85億3,484万8,939円に対し、歳出総額は81億2,927万6,367円、実質収支額は、3億7,180万572円でございます。前年度決算に対しましては、歳入は3.5%、歳出は4.4%の減となっております。

財政構造の弾力化を示します経常収支比率につきましては、86.7%と前年度と同様で、依然として町村の適正水準と言われる数値70%程度を超え、財政構造の硬直化は続いております。では、具体的に歳入から申し上げます。

町の自主財源の約7割を占めております町税でございますが、30億2,057万円となっております。主に、人口の増加に伴う納税義務者の増加及び給与所得などの合計所得の増加などにより税収が伸びており、町税全体で2.5%の増となっております。

次に、歳出でございます。

人件費でございますが、12億3,351万円、352万円の減でございます。率にいたしまして、0.3%の減でございます。職員数につきましては、30年度の採用が、一般事務6名、退職者が、一般事務5名、保育士1名で、結果、増減はありませんでした。

次に、普通建設事業費でございますが、５億２，８２２万円、旅石地区水路改良工事請負費、城山防災会館建設工事請負費、須恵東中学校大規模改造工事など大きな工事が終了しましたので、対前年度より３１％の減でございます。

３０年度の主な事業としましては、補助事業では、小中学校空調設備設置工事、須恵第三小学校校舎外壁・防水改修工事のほか、市場ため池改修工事などを行いました。単独事業では、須恵町多目的公園造成工事、庁舎１階窓口改修工事などを行っております。

次に、繰出金でございます。

３０年度の繰出金は１２億３，５６５万円で、２７６万円、率にしまして０．２％減でございます。

主なものとしましては、町特別会計への繰出金として、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計へ約３億７，９６９万円、公共下水道事業特別会計へ約２億８，６８７万円、福岡県介護保険広域連合本部に負担金として２億６，６４７万円などを支出しました。

なお、財政調整基金、減債基金につきましては、寄附金、利子及び不動産売り払い収入、決算余剰金などで２億１，２６５万円を積み立てております。

基金の取り崩しにつきましては、２億５，０００万円を繰入金として予算計上しておりましたが、最終的な財源不足による取り崩しはございませんでした。

財政調整基金、減債基金をあわせましたところの平成３０年度末の基金残高は、２８億１，８７０万円となっております。

今後、「多くの公共施設の整備・更新」、「幼児教育・保育の無償化」、「地方公務員法等の改正に伴う新たな職員への対応」など、今後の財源確保が懸念されるところでございますが、議員の皆様、町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

最後に、議案の提出にあわせまして、財政健全化等に伴います財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足率を、監査委員の意見をつけまして御報告いたしておりますが、両比率につきましては、前年度に引き続き、正常の範囲内であったことを申し添えておきます。

#### **平成３０年度の水道事業決算について**

次に、３０年度の水道事業決算についてでございます。

平成３０年度は、例年と比較すれば、やや少雨であったものの、水の安定的な供給ができたと思われまふ。

平成３０年度収支は、消費税抜きで、水道事業収益が６億１，３８６万７，３８８円に對しまして、同費用は５億４，１５８万１，４３９円でした。

収入面では、水道使用料は前年度と比較してわずかに減りましたが、戸建て住宅やアパート等の集合住宅の新築に伴う給水申し込み加入金の増加により、営業収益が微増となっており、収益

合計は過去最高額となっております。

費用面では、前年度の緊急時用連絡管の整備に伴う減価償却費の増加等により、昨年度に比べて約2,180万円の増となっております。

当年度純利益は、費用が増加したため前年度よりは減少しましたが、7,228万5,949円の黒字決算となっております。

今後も、今まで以上に経常経費の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と良質な水を安定的に供給できますよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

### **須恵町女性消防隊の設立について**

次に、須恵町女性消防隊の設立についてでございます。

須恵町消防団の支援団体として、町役場女性職員による須恵町女性消防隊を設立します。消防団のように消火活動を行うわけではありませんが、女性の持つ能力を生かして、消防団への加入促進支援や式典等の運営補助を行います。あわせて、防災活動普及啓発の広報活動を考えております。

また、的確な初期消火技術・応急救護を身につけ、町職員が男女を問わず正しい防火・防災知識を得るなど、災害発生などのいざという時のために備えます。

その訓練の一環として、年1回、粕屋南部地域防災協会が主催する屋内消火栓・消火器操法大会へ出場し、上位入賞を目指します。

将来的には、町職員のみならず、地域住民の方へ希望者を募り、女性消防隊の加入者が増加していけば、活動内容をより充実させることにより、災害に強いまちづくりに向け、大きな力となることは間違いありません。どうぞ御理解と御支援を賜りますようお願いいたします。

### **トイレトレーラー（移動式防災対応トイレ）の購入について**

次に、トイレトレーラー（移動式防災対応トイレ）の購入についてでございます。

一たび災害が発生し、水洗トイレが機能なくなると、排せつ物の処理が滞り、悪臭のみならず感染症の原因にもなります。また、不衛生なため被災者は使用をためられることによって、水分や食事を控え、栄養状態の悪化や脱水症状、エコノミークラス症候群等の健康障害を引き起こすおそれが生じます。

このように災害時のトイレの課題は、多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらし、同時に不快な思いをする被害者をふやすことになり、人としての尊厳が傷つけられることにもつながります。

そのような中で、糟屋地区市町長会で、牽引車による牽引されるトイレ登載車両「トイレトレーラー」を各町1台ずつ購入してはどうかとの提案がなされました。

この「トイレトレーラー」は、洋式便座を設置した広い個室空間4室を有し、非常時の迅速利

用や衛生環境の維持に配慮されたものです。

糟屋地区内はもとより、県内、県外の市町村が被災された際、糟屋地区内の市町が連携し、速やかに被災地に駆けつけることができます。今まで、被災地へ義援金の送金や人的支援を行ってまいりましたが、今後は、「トイレ支援」も可能となっていきます。

平時においては、現在建設中の多目的公園のトイレとして設置し、通常利用していただき、地域で行われる祭り、運動会、スポーツイベントなどの際にも移動させ、活用ができます。

まずは、過去に被災した若杉山を挟んだ須恵町、篠栗町が9月議会に補正予算を計上させていただき、糟屋地区の他市町は、今後、段階的に購入へ向け、動いていかれると考えております。トイレ支援の助け合いのネットワークが広がっていくことを願っているところでございます。

詳細につきましては、今議会中、総務課により予算審査特別委員会の段階で説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### **地域包括支援センターの移転について**

次に、地域包括支援センターの委託についてでございます。

介護保険法に基づく、地域包括支援センターは、役場窓口1階の健康福祉課内に設置していますが、今年度10月からは社会福祉協議会に委託し、現在、移転の準備をしているところでございます。委託の予算につきましても、今議会（9月）の補正予算で計上させていただいております。

地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託することで、介護・福祉・保健・医療に関する高齢者の相談窓口の一元化を図り、住民の皆様が相談しやすい環境づくりと充実したサービスの提供を構築してまいります。

また、地域包括支援センター移転後をめぐり、役場1階の窓口は、子ども教育課から子育て係の業務と学校教育係の一部の業務を移動させます。これによって、来庁者の動線がスムーズとなり、またワンストップ化されることで窓口サービス向上につながると考えております。

#### **「幼児教育・保育無償化」の対応について**

次に、「幼児教育・保育無償化」の対応についてでございます。

本年10月から実施されます幼児教育及び保育無償化については、我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために取り組まれた国の制度であります。

3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の保育利用料を無償化、それ以外の保育の必要性のある子どもについても、上限がありますが、無償化の対象となります。

また、須恵町では、27年4月より認可保育所の入所申し込みをしながら入所できず、届け出

保育施設を利用している児童の保護者に対し、届け出保育施設保育料の一部について補助を行う制度を創設し、負担軽減を図ってきましたが、この幼児教育及び保育無償化制度は、さらなる保護者の経済的負担を軽減するものと考えております。

今回の幼児教育及び保育無償化の対象となるのは保育料のみであり、給食材料費は無償化の対象には含まれていません。給食材料費や行事費等は、保護者からの実費徴収が基本となっております。

給食費については、主食費と副食費があり、これまでも施設による実費徴収、また2号認定子どもの副食費に関しては、保育料の一部として保護者が負担しておりましたので、保護者が負担すること自体は、これまでと変わりありません。

これは自宅で子育てをする場合も生じる費用であること、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や医療や福祉サービスのように、食事は自己負担されていることを踏まえ、保護者負担をお願いするものであります。

金額の設定等につきましては、詳細な情報については、保育園等を通して、あるいは直接保護者宛てに、お知らせするようにしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問ありませんか。児玉議員。

○議員（7番 児玉 求） 町長報告について、4点、ちょっと御質問いたします。

「幼児教育・保育無償化」について、指導監督基準を満たさない認可外施設は無償化の対象としないという条例の制定は考えておられるのか。

それと2番目に、月約4,500円の副食費の助成は関連していないですか。

3番目に、0から2歳児の保育料は有償であるが、本町はどうなっているか。10月からどのようなになるのか。

4番目、副食材料費滞納により退園をお願いするようなことがあるのか、また、自治体独自の保育料軽減財源を使う考えはあるのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほど申し上げましたように、給食費については、今小学校でも徴収しているんですよ。ですから、それについては、先ほどの説明のとおりで、2番、3番の説明に対しては、先ほど説明したとおりでございまして。給食費が払えないから退園させるかさせないかというのは、それはあり得ないことだろうと思います。

ただ、実費負担でございますから、払うのは当たり前のことなんです。その中で、要は、おっ

しゃっているのは低所得者に対する問題でしょうけども、それについては、別の制度でありますので、生活保護だからですね、いろんな形の中で、要するにお子さんに対する支援とか、いろいろ別の制度がございます。その中での話でございますので、今回のこの制度に対して、その制度上、今4点質問なされたことに対して、町が特別なものを設けるということはありません。

以上です。

○議長（松山 力弥） 児玉議員。

○議員（7番 児玉 求） 1番目がちょっと、まだお聞きしていないんですが。指導監督基準に満たない認可外施設ですね、これは無償化の対象にしないという条例の制定は考えておられるのか、そこをちょっとお伺いします。

それと……

○議長（松山 力弥） 児玉さん、それは、今無償化の件に関連して言っているわけ。

○議員（7番 児玉 求） ええそうですね。無償化に対して、その基準が、認可施設の基準が緩くなっているわけですが、いわゆる条件的に指導監督基準を満たない認可外施設は無償化の対象としないという条例の制定等は考えておられるかということです。

それと、先ほど4番目、副食材料代についての自治体独自の保育料軽減財源を使う考えはないということで、その回答でよろしいんでしょうか。

○議長（松山 力弥） 最後何て。もう一回言って。はい、わかりました。平松町長。

○町長（平松 秀一） この制度で、認可であろうがなかろうが、要するにどう言いますかね、待機児童をなくすということを国は言っておるわけですよ。要するに、無認可について指導監督ができないから、こっちが出すはずじゃないかというのは今後の検討課題であって、それが本当に町民の方々、あるいはお子さん方に不利益になるのであれば、創設しますけども、今国の制度自体も、まだ始まっていないわけですから、我々もそれを条例でしませんという対象には、今のところ考えてはいないということです。

あと詳しいことは、担当課の課長のほうから説明させます。

○議長（松山 力弥） いいです。もう課長、いいです。もう答え出ているんです、しないって。一緒でしょう。

○議員（7番 児玉 求） だから、子ども教育課の課長のお話を。

○議長（松山 力弥） 教育課長。

○子ども教育課長（御手洗文生） ただいまの届け出保育施設の件につきましては、町長がおっしゃるとおり、国の基準としてこちらのほうも考えているところでございますので、今のところ、条例等での対象外にするというところでは考えてはおりません。

○議長（松山 力弥） これでよろしいですね。

ほかありませんか。——これで質疑を終結します。

---

#### 日程第4．議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。  
3番、稲永辰己。

○議員（3番 稲永 辰己） 3番議員、稲永辰己でございます。粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

去る令和元年6月26日に開催されました第2回臨時会及び8月29日に開催されました第3回定例会について御報告いたします。

まず、第2回臨時会では、議事に入る前に功労者表彰が行われ、本町の田原重美議員、篠栗町の村瀬敬太郎議員が表彰を受けられたことを御報告いたします。

それでは、議事日程は、日程第1から日程第14までで、日程第2、議長の選挙は、指名推選により志免町の丸山真知子氏が当選されました。

日程第3、副議長の選挙についても、指名推選により、久山町の阿部文俊氏が当選されました。

議案第7号粕屋南部消防組合監査委員の選任同意については、任期満了に伴う後任委員の選任について議会の同意を求めるもので、篠栗町の阿部寛治氏が選任され、全員賛成で同意しました。

議案第8号専決処分の承認について（専決第2号）は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるもので、解散による組合からの削除及び新設による加入に伴う規約の変更で、全員賛成で承認しました。

議案第9号専決処分の承認について（専決第3号）は、粕屋南部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号同様、これを報告し、承認を求めるもので、人事院規則の改正に伴う消防組合職員の勤務時間外の時間における勤務に関する必要な事項等の改正で、全員賛成で承認しました。

議案第10号粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、粕屋南部消防組合第五次消防力整備計画に基づき、消防力の増強を図るため、職員の定数について、消防吏員176名から181名に改めるもので、全員賛成で可決しました。

議案第11号粕屋南部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、正当な理由がない個人情報の提供及び盗用等に対する罰則規定を追加するもので、全員賛成で可決しました。



議案第 12 号粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、不正競争防止法等及び住宅用防災機器に関する省令の一部改正に伴い、条例の文言の修正及び号の追加で、全員賛成で可決しました。

報告第 1 号では、専決処分の報告について、法律上組合の義務に属する 1 件 50 万円以内の賠償額の決定及び和解に関するもので、別紙のとおり、消火活動中の事故に対する損害賠償で、全額損害賠償保険により支払われる旨、報告がありました。

続いて、令和元年 8 月 29 日に開催されました第 3 回定例会について御報告いたします。

議案第 13 号から議案第 15 号の糟屋郡公平委員会委員の選任同意については、それぞれ全員賛成で同意しました。

議案第 16 号粕屋南部消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、手数料の標準額が改定されたため、条例の一部改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第 17 号平成 30 年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額 22 億 5,677 万 6,761 円、歳出総額 22 億 3,155 万 7,305 円、歳入歳出差引額 2,521 万 9,456 円、実質収支額 2,521 万 9,456 円となっており、全員賛成で認定しました。

議案第 18 号平成 30 年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額 6,923 万 2,010 円、歳出総額 4,900 万 3,571 円、歳入歳出差引額 2,022 万 8,439 円、実質収支額 2,022 万 8,439 円となっており、全員賛成で認定しました。

議案第 19 号令和元年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 305 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 21 億 2,546 万 9,000 円とするもので、ネットワークソフトウェア更新業務委託料の追加補正となっており、全員賛成で可決しました。

一般質問では、粕屋町の鞭馬議員から、消防力整備計画における人員の整備として、人員の不足原因と増員対策の実施と不足状況及び災害時における消防力不足を補う対策について質問があり、不足は、管内の人口増加等が主な要因であり、増員計画により、基準値達成に向けて努力している。人員の確保は 100%とは言えないが、限られた人数で最大の活動ができるよう研修及び訓練を実施している。

また、都市圏応援体制、近隣の消防署、他機関との応援協定があり、有事の際には、非番職員の動員も含め、被害を最小限に食い止めたいと考えているとの答弁がありました。

詳細は、議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） おはようございます。北筑昇華苑組合議会報告をいたします。

令和元年8月20日に、古賀市役所会議室において、第2回の定例会が開催されました。

第9号議案から第11号議案の糟屋郡公平委員会委員の選任については、それぞれ全員賛成で同意しました。

第12号議案平成30年度北筑昇華苑組合会計決算の認定については、歳入総額3億4,005万6,331円、歳出総額2億7,516万4,451円、歳入歳出差引額6,489万1,880円となっており、全員賛成で認定しました。

詳細は、議員控室においてありますので御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） おはようございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会の報告でございます。

須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会が開催されましたので報告をいたします。

去る8月26日、令和元年第2回定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元に配付している資料のとおりとなっておりますので御参照ください。

最初に、組合長報告でございます。まず、し尿処理施設洒水園の処理業務、またクリーンパークわかすぎの運営・管理が適正になされている旨の報告がありました。

続いて、大牟田リサイクル発電の総会報告等がありました。

続きまして、議案の議決結果を報告します。今回、人事案件を含む13議案を審議しました。

議案第4号組合監査委員の選任については、全員賛成で同意、議案第5号平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定については、収入済額17億2,316万118円、支出済額15億3,945万3,445円で、その差引残額は1億8,370万6,673円となっております。全員賛成で認定しました。

議案第6号令和元年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ809万3,000円を追加し、歳入歳出総額を、それぞれ16億589万1,000円とするものです。

歳入の主なものは、構成3町分担金の減額と、志免町、宇美町の受託事業収入の減額です。

なお、須恵町負担金につきましては、4,427万3,000円の減額となります。

歳出の主なものは、リサイクルプラザ運営管理費の維持管理運転委託料の増額補正です。全員

賛成で可決しました。

議案第7号から第13号までは組合条例の改正です。各議案とも全員賛成で可決です。

議案第14号から第16号は糟屋郡公平委員会委員の選任についてです。各議案とも全員賛成で同意しました。

なお、議案書及び平成30年度歳入歳出決算書につきましては、議員控室に置いてありますので御参照願います。

以上、報告でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告をさせていただきます。

令和元年7月17日、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、第1回臨時会が開催されました。議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

選挙案第1号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の議長選挙については、指名推選により、宇美町の白水英至氏が当選されました。

続いて、令和元年8月28日、第2回定例会が開催されました。議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第7号から議案第9号の糟屋郡公平委員会委員の選任については、全員賛成で同意いたしました。

議案第10号令和元年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,076万7,000円追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億2,756万5,000円とするものです。全員賛成で可決いたしました。

議案第11号平成30年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額1億4,085万4,792円、歳出総額9,008万7,505円、歳入歳出差引額5,076万7,287円、実質収支額5,076万7,287円となっており、全員賛成で認定いたしました。

なお、詳細につきましては議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問ありませんか。——質問なしと

認めます。

これより議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第57号から議案第62号の6議案は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

---

日程第5. 議案第57号

日程第6. 議案第58号

日程第7. 議案第59号

日程第8. 議案第60号

日程第9. 議案第61号

日程第10. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第57号平成30年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第58号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第59号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第60号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第61号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第62号平成30年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉会計管理者。

○会計管理者（今泉 俊裕） おはようございます。それでは、議案第57号から議案第61号までの平成30年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、一括して御説明を申し上げます。

なお、先ほどの町長の諸報告と一部重複する部分があるかと思いますが、御了承をお願いします。

また、監査委員による決算審査につきましては、去る7月17日から7月30日まで実施されまして、意見書を提出していただいておりますので、決算の内容、主な財政指標等、後ほど御参照いただければと思います。

それでは、別冊の平成30年度須恵町歳入歳出決算書により御説明いたします。

最初に、議案第57号平成30年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、決算書の2ページ、3ページをお開きください。歳入の収入済額の主な構成比を申し上げてまいりま

す。

1 款町税は歳入全体の 35.4%、6 款地方消費税交付金 5.5%、9 款地方交付税 21.9%。次の 4 ページ、5 ページでございます、13 款国庫支出金 10.7%、14 款県支出金 7.0%、17 款繰越金 4.0%、20 款町債 7.1%で、歳入合計の行の収入済額合計の予算現額に対する収入率は 96.5%、調定額に対する収入率は 98.2%となっております。

次に、6 ページ、7 ページ、歳出でございますが、支出済額の主な構成比を申し上げます。2 款総務費は歳出全体の 14.7%、3 款民生費は 40.1%、4 款衛生費 10.2%、8 款土木費 7.1%。次の 8 ページ、9 ページに移りまして、9 款消防費 4.5%、10 款教育費 13.4%、12 款公債費 6.5%となっております。

歳出合計の行の支出済額合計の予算現額に対する執行率は 91.9%ですが、予算現額から翌年度繰越額 4 億 5,861 万 6,000 円を除いた執行率は 96.9%となっております。翌年度へ繰り越す額の内容は、保育所等整備事業費補助金及び小中学校空調設備設置事業であります。

次の 10 ページ、実質収支に関する調書ですが、歳入総額 85 億 3,484 万 8,939 円に対して、歳出総額 81 億 2,927 万 6,367 円で、歳入歳出差引額 4 億 557 万 2,572 円、この形式収支から、4、翌年度へ繰り越すべき財源、(2) 繰越明許費繰越額 3,377 万 2,000 円を差し引いた実質収支額は 3 億 7,180 万 572 円、この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は 3,213 万 6,108 円の黒字ですが、これになお、黒字要素であります財政調整基金への積立額 2 億 1,237 万円を加えました実質単年度収支は 2 億 4,450 万 6,108 円の黒字となっております。

次に、議案第 58 号平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。178、179 ページをお願いいたします。

一番下の行の歳入合計欄の収入済額合計の予算に対する収入率は 100.1%、調定額に対する収入率は 91.3%。

次の 180 ページ、181 ページ、歳出ですが、一番下の行の歳出合計欄の支出済額合計の予算に対する執行率は、ほぼ 100%となっております。

次の 182 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですが、歳入総額 31 億 375 万 6,326 円に対して、歳出総額 30 億 9,763 万 9,529 円で、歳入歳出差引額は 611 万 6,797 円となり、実質収支額も同額です。

これを単年度収支で見ますと、70 万 188 円の黒字ですが、これに黒字要素の前年度分の療養給付費等負担金及び交付金の返還金 3,938 万 76 円を加え、赤字要素であります法定繰入金以外の一般会計からの赤字補填繰入金 4,300 万円を差し引いた実質単年度収支は、291 万 9,736 円の赤字となっております。

次に、議案第59号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、208ページ、209ページをお願いいたします。

収入済額合計の予算に対する収入率は100.4%、調定に対する収入率は98.7%。

次の210ページ、211ページ、支出済額合計の予算に対する執行率は95.7%となっています。

次の212ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですが、歳入総額3億5,040万8,227円に対して、歳出総額3億3,415万9,820円で、歳入歳出差引額は1,624万8,407円、実質収支額も同額です。

次に、議案第60号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。226ページ、227ページをお願いいたします。

収入済額合計の予算に対する収入率は100.2%、調定に対する収入率は99.1%。

次の228ページ、229ページ、歳出ですが、支出済額合計の予算現額に対する執行率は99.4%です。

次の230ページ、実質収支に関する調書ですが、歳入総額12億3,600万6,369円に対して、歳出総額12億2,716万2,493円で、歳入歳出差引額は884万3,876円、実質収支額も同額でございます。

最後に、議案第61号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。248ページ、249ページをお願いいたします。

収入済額合計の予算に対する収入率は100.6%、調定に対する収入率は99.9%。

次の250ページ、251ページ、歳出ですが、支出済額合計の予算に対する執行率は96.6%となっております。

次の252ページをお願いします。実質収支に関する調書ですが、歳入総額8,539万2,055円に対して、歳出総額8,204万1,685円で、歳入歳出差引額は335万370円、実質収支額も同額です。

以上であります。

○議長（松山 力弥） 次に、世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） おはようございます。議案書1ページをお願いいたします。

議案第62号平成30年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度須恵町水道事業会計決算書を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の平成30年度水道事業会計決算書で説明させていただきます。1ページ、2ページをお願いします。

平成30年度須恵町水道事業決算報告書でございます。

なお、以下、消費税込みの決算額を述べさせていただきます。

1、収益的収入及び支出のうち収入は、第1款水道事業収益、2ページの2列目で、決算額6億6,044万8,716円、前年度比0.5%の増でございます。主なものは、給水申し込み加入金の増でございます。

次に、支出は、第1款水道事業費用、2ページの3列目で、決算額5億6,246万2,044円、前年度比4.2%の増でございます。主なものは、減価償却費の増でございます。

次に、3ページ、4ページをお願いします。2、資本的収入及び支出のうち収入は、第1款資本的収入、4ページの3列目で、決算額4,110万8,980円、前年度比80.6%の減でございます。これは、緊急時用連絡管等の国庫補助事業が平成22年度をもって終了したことに伴う企業債及び国庫補助金の減でございます。

次に、支出は、第1款資本的支出、4ページの2列目で、決算額2億2,966万8,308円、前年度比32.9%の減でございます。これは国庫補助事業である佐谷・立毛地区緊急管路改善事業及び緊急時用連絡管事業が平成29年度で終了したことによる工事請負費の減でございます。

3ページの下段です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,855万9,328円は、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第57号から議案第62号については、議長、監査委員を除く12人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第62号は、決算審査特別委員会へ付託し、審査することに決定しました。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時59分休憩

-----  
午前11時10分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----  
日程第 1 1、議案第 6 3 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 1、議案第 6 3 号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 6 3 号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。この条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和 2 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、会計年度任用職員制度を導入し、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する必要事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

これは、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的としたもので、改正法の施行により、会計年度任用職員として全国的に統一された制度に基づく任用に移行するものです。

2 ページをお願いいたします。第 1 条に、制定の趣旨を、第 2 条にフルタイム、パートタイムの会計年度任用職員の用語の意義を定めています。第 3 条に、会計年度任用職員の給与について、第 4 条から第 1 7 条までにフルタイム会計年度任用職員に対する給与の整備を行っております。

1 8 条から第 2 8 条までに、パートタイム会計年度任用職員に対する給与の整備を行っております。第 2 9 条に、給与からの控除について、一般職の職員の給与に関する条例の規定に準用するとし、第 3 0 条に、職務の特殊性等を考慮し、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について定めております。

第 3 1 条に、休職者の給料について、第 3 2 条に必要な事項は規則に委任する旨、定めております。附則で、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第 6 3 号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 3 号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを、総務建設産業委員会に付託します。



---

## 日程第 1 2. 議案第 6 4 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 2、議案第 6 4 号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） それでは、議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 6 4 号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例についてです。この条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由です。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が交付され、令和元年 1 1 月 5 日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

これは、住民基本台帳法施行令等の一部の改正に伴いまして、旧氏での印鑑登録、印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能とする改正でございます。詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。3 ページをお願いいたします。

第 5 条、印鑑登録では、第 2 項第 1 号及び第 2 号中の「氏名、氏、名」の次に「旧氏」を加えるものです。第 1 0 条、登録事項の修正では、第 1 項を現行の実務に合わせた条文に改め、第 2 項を削ります。第 1 2 条、印鑑登録の抹消では、第 1 項第 3 号中の「氏」の次に、旧氏も含む内容の条文を加えます。

次の 4 ページになります。第 1 4 条の見出し中、「印鑑証明書」を「印鑑登録証明書」に改めます。

2 ページに戻っていただいて、附則でございます。第 1 項で、この条例は令和元年 1 1 月 5 日から施行するとし、第 2 項で、旧氏による第 1 4 条第 3 項の規定の適用による個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付申請については、この条例の施行の日から令和 2 年 2 月 2 9 日までの間は適用しないとしております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 6 4 号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 4 号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

---

## 日程第 1 3. 議案第 6 5 号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第65号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第65号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由は、水道法施行令の一部が改正され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

次の2ページが改正文と附則で、3ページ、4ページが新旧対照表となっております。

主な改正点といたしましては、学校教育法の一部改正において、専門職大学の制度が新たに設けられたことにより水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件を拡大する必要が生じたことによる条例の改正でございます。

続いて、新旧対照表にて説明させていただきます。3ページ、4ページをお願いいたします。  
布設工事監督者の資格に関する第3条第1項第3号水道技術管理者の資格に関する第4条第1項第2号及び第4号の実務経験年数に関する規定における短期大学卒業者に専門職大学の前期課程修了者を含めるものでございます。

2ページにお戻りください。附則、この条例は公布の日から施行する。

今回の改正内容の詳細につきましては、委員会にて説明させていただきます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第65号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第14 議案第66号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第66号糟屋郡公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第66号糟屋郡公平委員会委員の選任についてでございます。議案書

の2ページをお願いいたします。

糟屋郡公平委員会委員に下記の者を選任したいので、糟屋郡公平委員会規約の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、古賀市日吉2丁目19番6号、氏名、小河武文、生年月日、昭和24年6月29日、年齢、70歳。

任期につきましては、令和元年11月1日から令和5年10月31日まででございます。

提案理由の説明といたしましては、任期が令和元年10月31日で満了することに伴い、後任委員を選任するものです。2ページに経歴書をつけておりますので、よろしく御審議方お願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。

本案に御賛成の方は、起立、お願いします。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第66号糟屋郡公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第15．議案第67号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第67号糟屋郡公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第67号糟屋郡公平委員会委員の選任についてでございます。

糟屋郡公平委員会委員に下記の者を選任したいので、糟屋郡公平委員会規約の規定により、本議会の同意を求めるものです。

住所、糟屋郡志免町志免中央1丁目11番1号、氏名、緒方 博、生年月日、昭和25年8月24日、年齢、70歳。

任期については、令和元年11月1日から令和5年10月31日まででございます。

提案理由としては、任期が令和元年10月31日で満了することに伴い、後任委員を選任するものでございます。経歴書については2ページにつけております。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 討論を省略し、これより採決を行います。

本案に御賛成の方は、起立、お願いします。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第67号糟屋郡公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第16. 議案第68号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第68号糟屋郡公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第68号糟屋郡公平委員会委員の選任についてでございます。

先ほどと同じでございますけれども、糟屋郡公平委員会委員に下記の者を選任したいので、糟屋郡公平委員会規約の規定により、本議会の同意を求めるものです。

住所、福岡市中央区大手門2丁目5番10号ゾンネンハイム大手門214、氏名、尾畠弘典、生年月日、昭和59年11月15日、34歳。

任期、令和元年11月1日から令和5年10月の31日まででございます。

提案理由の説明として、任期が令和元年10月31日で満了することに伴い、後任委員を選任するものでございます。

2ページに経歴書をつけておりますけれども、この公平委員につきましては、糟屋地区において中南部、北部で選任というルールでありましたけれども、諸般の事情、なかなか難しい時代になっておりますので、経歴書の中にありますように、弁護士資格を持ってある方を選任するという事で、今回提案しております。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第68号糟屋郡公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第17. 議案第69号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第69号自治功労者の推戴についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第69号自治功労者の推戴についてでございます。議案書の1ページをお願いいたします。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字上須恵501番地。氏名、安河内哲夫、生年月日、昭和16年7月31日、78歳。

提案理由については、自治功労者の推戴について提案するものでありまして、2ページに経歴書をつけております。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第69号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号自治功労者の推戴についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第18. 議案第70号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第70号自治功労者の推戴についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第70号自治功労者の推戴でございます。議案書の1ページをお願いいたします。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例の規定により、本議会の同意を求めるものです。

住所、糟屋郡須恵町大字旅石749番地。氏名、三角良人。生年月日、昭和23年4月10日、

71歳でございます。

提案理由は、自治功労者の推戴について提案するものでございます。経歴書は、もう皆さんの御存じのとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第70号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号自治功労者の推戴についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第19. 議案第71号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第71号自治功労者の推戴についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第71号自治功労者の推戴でございます。議案書の1ページをお願いいたします。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字植木352番地。氏名、大場仁。生年月日、昭和24年2月21日、年齢70歳。

提案理由は、自治功労者の推戴について提案するものであります。2ページに経歴をつけておりますけれども、社会教育、いろんな場面で御活躍いただいております。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第71号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号自治功労者の推戴についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第20. 議案第72号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第72号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。議案第72号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、令和元年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,530万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億378万8,000円とするものです。第2項歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条で、地方債についての追加・変更は、第2表地方債補正とし、第3条で、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

また、第4条で、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第4条繰越明許費によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。主なものを申し上げます。1款3項軽自動車税200万円の減額は、制度改正の収入見込みにより減額補正をしております。

12款1項使用料779万1,000円の減額は、現年度分幼稚園使用料を幼児教育無償化により減額補正をしております。

13款2項国庫補助金527万8,000円の増額は、道路改良工事に伴う補助金、社会資本整備総合交付金を527万8,000円増額補正、14款2項県補助金2,842万7,000円の増額は、主にため池耐震診断業務委託料に対する補助金、農業農村整備事業費県補助金2,400万円の増額補正です。

15款2項の財産売り払い収入は、不動産売り払い収入の3件分、225万7,000円の増額補正、16款1項寄附金は、ふるさと応援寄附金1,000万円の増額補正を決算見込み額により行っております。

18款1項繰越金は、収支調整のための9,591万1,000円を増額補正、19款3項雑入1,919万7,000円の増額は、幼児教育保育無償化事業の対象外である給食費を、保育所691万2,000円、幼稚園779万1,000円増額補正し、社会福祉協議会交付金の前年度交付金返納金を449万4,000円増額補正しております。

20款1項町債4,090万円の増額は、庁舎1階東側トイレ改修事業ほか2件の事業費に対する起債充当率を乗じた額を計上しております。

21款1項環境性能割交付金250万円の増額は、新たに自動車の燃料性能等に応じて課税される自動車税環境性能割に対して、国から交付されるものです。

続いて、3ページの歳出です。2款1項総務管理費4,601万2,000円の増額補正の主なものは、1階東側トイレ改修工事請負費に1,900万円、ふるさと応援寄附金事業に444万3,000円、高齢者運転免許証自主返納タクシー利用助成金を決算見込みにより320万円増額補正しております。

また、コミュニティバスルート見直しのためのコミュニティバス新ルート案策定業務委託料234万1,000円を増額補正しております。3項戸籍住民基本台帳費135万1,000円の増額は、印鑑登録システム改修業務委託料132万円が主なものでございます。

3款1項社会福祉費1,992万2,000円の増額は、社会福祉協議会交付金242万2,000円、地域包括支援センター業務委託料1,700万円の増額補正が主なものです。2項児童福祉費825万3,000円の増額は、幼児教育保育無償化等における施設利用給付費として503万4,000円を増額補正しております。

4款1項保健衛生費736万9,000円の増額は、職員の異動に伴う人件費の増額補正が主で、2項清掃費301万2,000円の増額は、廃棄物処理収集事業のごみ収集委託料等の消費税増税に185万7,000円増額補正、浄化槽設置整備事業補助金の補助対象経費の追加により、95万8,000円増額補正しております。

6款1項農業費3,167万9,000円の増額は、職員採用に伴う人件費450万4,000円の増額補正及び町内3カ所のため池耐震診断業務委託料2,700万円の増額補正が主なものです。2項林業費932万5,000円の増額は、異動に伴う人件費で564万2,000円の増額補正、佐谷財産組合所有の森林調査・間伐を行うための荒廃森林整備事業委託料307万3,000円を増額補正しております。

8款2項道路橋梁費2,860万円の増額は、一番田地区四工区ほか3本の道路改良工事請負費等の増額補正です。

9款1項消防費1,900万円の増額は、災害用トイレトレーラー、災害用の移動式トイレの購入費を計上しております。

10款1項教育総務費873万7,000円の増額は、トイレ洋式化に伴う小中学校トイレ改修工事設計業務委託料860万7,000円増額補正しております。2項小学校費292万3,000円の増額は、給食調理員業務契約更新に伴う委託料の増額補正及び浄化槽維持点検保守等の管理委託料の消費税増税を各小学校の管理費で増額補正をしております。

4ページ、5項社会教育費828万3,000円の増額は、新原区ほか5行政区の類似公民館等施設整備費補助金245万3,000円を増額補正、図書館システム更新業務委託料583万



円の増額補正は、ＯＳのサポート終了に伴う更新です。

５ページをお願いいたします。第２表地方債補正は、追加で１件、変更分で２件上げております。追加では、災害用トイレトレーラー整備事業債を、変更では、庁舎１階東側トイレ改修事業債を工事設計業務に工事請負分もあわせた形で限度額の増額をし、道路改良事業債は補助金が増額されたことに伴い、道路改良工事の追加により限度額の増額を行うものです。

６ページをお願いいたします。第３表債務負担行為の補正の追加です。コミュニティバス新ルート案策定業務委託、期間は、令和元年度から令和２年度まで、限度額を４３５万１,０００円とするものです。運行改善案、バス停、ダイヤ、ルートの見直し等を行うものです。

７ページをお願いいたします。第４表繰越明許費です。７款１項商工費国庫補助プレミアム付商品券事業１,８００万円の繰り越しです。商品券の回収、換金等の業務が年度を超えるため行うものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第７２号を議長を除く１３人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第７２号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第４号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、決算審査特別委員会同様、委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

---

## 日程第２ １．報告第２号

○議長（松山 力弥） 日程第２ １、報告第２号平成３０年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 報告第２号平成３０年度須恵町健全化判断比率の報告についてでございます。

議案書の１ページをお願いいたします。平成３０年度須恵町健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告いたします。

この法律は、各自治体が財政の健全性に関する比率を公表し、財政の早期健全化及び財政の再生を図ることを目的にしております。

次に２ページをお願いいたします。実質赤字比率は、一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計を含めた町全体の会計を対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。どちらも赤字がありませんので、ハイフン記号で表示をしております。

実質公債費比率とは、一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、３年間の平均です。ことは７．５％、前年度は７．６％でしたので０．１ポイント下がりました。ポイントでいえば、よくなったということです。これは、スポーツ公園整備事業のほか、起債償還終了により元利償還金の計上及び同事業による組合負担金の計上によるものです。この比率の早期健全化基準は２５％ですので、須恵町は健全団体と言えます。

次の将来負担比率は、公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。５０．９％、こちらのほうは前年度が４９．４％でしたので、１．５ポイント上昇しました。これは、学校教育施設等整備事業債の発行により地方債現在高が増加したことと、下水道事業債の発行により一般会計から特別会計への繰入金のうち、公営企業債の償還に充てた額が増加したことによるものです。この比率の早期健全化基準は３５０％でございますので、これも須恵町は健全化団体と言えます。

なお、別冊の決算審査意見書では、監査委員に書類審査をしていただきましたところ、以上の比率について適正である旨の御意見をいただいております。

以上、報告いたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

---

## 日程第２２．報告第３号

○議長（松山 力弥） 日程第２２、報告第３号平成３０年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、１ページ目をお願いいたします。報告第３号平成３０年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

平成３０年度須恵町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。

次のページをお願いします。１、平成３０年度公営企業の資金不足比率でございます。特別会計の名称、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の３会計とも資

金不足比率には該当しませんので御報告いたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

---

### 日程第２３．陳情

○議長（松山 力弥） 日程第２３、陳情天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書。

本陳情書は、天皇陛下御即位福岡県奉祝委員会より福岡県議会並びに県内各市町村議会宛てに提出され、令和元年１０月２２日、御即位の日前までに決議をお願いしたい旨の賀詞決議の陳情書であります。

この取り扱いにつきましては、各委員会に付託し、審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書を各委員会に付託します。

なお、お手元に陳情書並びに賀詞決議案を配付しておりますので、御参照ください。

---

### 日程第２４．陳情

○議長（松山 力弥） 日程第２４、陳情看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める陳情書。

本陳情書は、福岡県医療労働組合連合会より須恵町議会議長宛てに提出されたもので、この取り扱いにつきましては、文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める陳情書を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第２５．陳情

○議長（松山 力弥） 日程第２５、陳情、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書。本陳情書も、福岡県医療労働組合連合会より須恵町議会議長宛てに提出されたもので、この取り扱いにつきましても文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第26. 陳情

○議長（松山 力弥） 日程第26、陳情介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書。

本陳情書も福岡県医療労働組合連合会より須恵町議会議長宛てに提出されたもので、この取り扱いにつきましても文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書を文教厚生委員会に付託します。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月9日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時50分散会

---

令和元年第3回（定例）須恵町議会会議録（第2日）

令和元年9月9日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和元年9月9日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（14名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 白 水 春 夫 | 2 番  | 男 澤 一 夫 |
| 3 番  | 稲 永 辰 己 | 5 番  | 藤 野 正 剛 |
| 6 番  | 川 口 満 浩 | 7 番  | 児 玉 求   |
| 8 番  | 世 利 孝 志 | 9 番  | 三 角 栄 重 |
| 10 番 | 猪 谷 繁 幸 | 11 番 | 田 ノ 上 真 |
| 12 番 | 田 原 重 美 | 13 番 | 三 上 政 義 |
| 14 番 | 今 村 桂 子 | 15 番 | 松 山 力 弥 |

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 吉 松 良 徳 | 係 長 | 白 水 誠 |
|-----|---------|-----|-------|

説明のため出席した者の職氏名

|           |           |           |             |
|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 町 長       | 平 松 秀 一   | 副 町 長     | 稲 永 修 司     |
| 教 育 長     | 安 河 内 文 彦 | 総 務 課 理 事 | 梅 野 猛       |
| 子ども教育課長   | 御 手 洗 文 生 | 税 務 課 長   | 合 屋 浩 二     |
| 地域振興課長    | 稲 永 勝 章   | 都市整備課長    | 甲 木 圭 二     |
| 住 民 課 長   | 合 屋 真 由 美 | 管理担当課長    | 今 泉 英 明     |
| 上下水道課長    | 世 利 昌 信   | まちづくり課長   | 平 山 幸 治     |
| 健康福祉課長    | 吉 川 聡 士   | 社会教育課長    | 安 河 内 ひ と み |
| 会 計 管 理 者 | 今 泉 俊 裕   | 総 務 課 参 事 | 諸 石 豊       |
| 監 査 委 員   | 吉 松 辰 美   |           |             |

午前9時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。早いところによりますと、きのうから各行政区におきましては、敬老会祝賀会等が行われていますけども、議員はもとより執行部の皆さんも大変お疲れでございますけども、地域の皆さんとの懇親を深めていただきたいと思いますと思っております。

これから、本日の会議を開きます。

会議を開きます前に、一般質問は皆さん御存知のとおり1時間となっております。そして質問は3回になっておりますので、そこら辺を十分確認の上、質問をしていただきたいと思います。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。

14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。14番、今村桂子です。当初本会議におきまして、町長のほうから女性消防隊の設立のお話がありまして、大変うれしく思っております。今後ますます女性の活躍が期待されるところでございますので、職員だけではなく、今後、町民の方にも入っていただけるよう、またよろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして3歳未満の待機児童解消についてお尋ねをいたします。

子育てと仕事の両立は、働きながら子育てをしている保護者にとって大きな問題です。本町は女性の就業率が県平均よりも高く、また子育て中の女性の就業意識も高いことから、子育てへの男性の積極的な参加や多様な保育ニーズへの対応を通じて、働きながらも安心して子育てできる環境を充実させていく必要があります。

待機児童については、平成28年度に100人を超え、全国町村で上位となり、施設整備が喫緊の課題となり、厚労省から保育園等に対する受け皿が不足しているとの指摘を受けました。

その後、民営施設明道館が設立、平成30年度の開園により待機児童が減少した経緯があります。

8月7日の資料では、須恵町の人口は2万8,678人で、0歳から5歳の人口が1,827人です。0歳から5歳の入所児童数は999人で入所割合は55%となっており、今後も人口の増加が予想されています。

そのような中、既に0歳、1歳、2歳児において待機児童が発生していますが、園児数は各園とも超過の状況にあります。

9月1日現在、0歳児が23人、1歳児が21人、2歳児が4人の合計48人の待機が出ている状況にあります。

また、保育士不足によりアザレア幼稚園の0歳児1クラス6人と、1歳児1クラス12人の2クラスが開園できないため、計18人の受け入れができていないという状況にあります。

今後の保育士不足に対する対応についてお聞きします。

保育無償化による財政面、保育士不足、保育の質の向上、特色のある保育などを念頭に、現在、民営化の検討委員会ができ、検討中ではありますが民営化により待機の解消はどの程度進むと予想されていますか。

新制度において、国は3歳未満児の保育をふやすため、地域型保育を新設し家庭的保育、小規模保育所、事業所内保育、居宅訪問型保育の四つを新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0歳から2歳児を対象とする事業をふやして保育の場を確保するとしています。

現在、須恵町には届出保育所が2カ所、企業主導型保育所が1カ所、託児所2カ所、居宅訪問1カ所の認可外保育所があります。

須恵町では、待機児童支援事業として、認可保育所を待機したまま届出保育所を利用している方に、経済的負担軽減の目的で届出保育所保育料の一部を補助しています。

待機されている方々は、それらの保育所に預けている方、自宅で保育されている方、他町の保育所に預けている方などいると思いますが、認可外の保育所にどれぐらいの方が預けられていますか。私のわかる範囲での資料はタブレットに載せていますが、待機されている方の状況についてお尋ねをいたします。

認可は市町村が行うことになっていますが、須恵町には定員6人から19人の小規模保育所での認可はまだありません。志免町では小規模認可保育所で3歳未満の待機児童の解消を行っています。3歳以降の受け入れ先の問題などもありますが、小規模保育所が認可の申請をされ基準を満たせば認可されるのでしょうか。

幼稚園、保育園、認定こども園は、子ども子育て支援の中核的な役割を担う教育保育施設です。一方で、小規模保育施設等の地域型保育施設事業は、供給が不足しがちな3歳未満の保育を地域に根ざした身近な場で提供する役割を担うものです。

この両者が相互に補充することによって、教育、保育の量の確保と質の充実が図られると考えます。

そこで、3歳以降の幼稚園、保育園、認定こども園で、切れ目なく適切に教育、保育が受けられるための配慮が必要です。そのため、教育保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ることが必要です。情報共有、連携支援はできていますか。

子ども子育て支援事業計画において、施策、子育て支援員の研修実施に向けた検討とあります。子育て支援員の活用については、どのようにお考えでしょうか。

また、計画の中には待機児童解消のため教育保育サービス事業者の参入促進とありますが、今

後どのようにして待機児童の解消を行っていくのかお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さんおはようございます。今村副議長の今回の質問の趣旨に対して非常に悩んでいます。これ全部に対してここでお答えするのがいいのかどうか。なぜかという、もう議員さんには御説明しているし、3月議会でも6月議会でも言ったように、要するに当時の幼稚園・保育所一元化審議会において、もう公営じゃ無理だと、全ての園においてやはり民営化が正しいんだという建議書が出されたわけですね。

それに対して、前任の町長はやりますと、ただ、今、諸般の事情、6町の合併の問題もあって、その後の処理、そういったことがあって、それが終わった後に民営化を進めますという話を、確か前の町長がやったと思います。

今現在、御存じのとおり、国のほうはこういう方々に0歳児から3歳児まで無料にすると書いていますけど、それは国が制度として法律としてつくただけであって、財政措置というのはないわけですから、公立の保育所、幼稚園については来年度から須恵町が全額負担しないといけない、そういった最中、その情報が入ったから去年の12月議会でも若干申し上げて、3月議会には全員協議会の中で私が手を上げさせてもらって、もうその時期が来ていると、民営化の委員会つくって協議してもらえませんかということで、保護者の方々も入っていただいて民営化の問題を片づけてもらおうと、これは議会に御承認いただいた一つの組織です。

この組織にお願いしているのは、ただ民営化するという意味ではなくて、その建議書に書かれている内容、要は経営の問題もあるし、子ども教育課で今現在その問題を扱っていますけども、要するにもう職員で対応できる話ではなくなってきていると、専門家にやっぱり任せるべきだと、財政面は我々が持っているわけですが、やはりこれというのはいろんな情報網があったり横の連絡網も持っているわけで、そういったことを使ってもらいたい、その中で待機児童も解決したいし、ここに掲げてある中身についても検討してもらいたいと、ここで私がこれに対して答えると、それはもう町長がやるって言ったとなるわけですよ。そうすると、せっかくお願いしてつくった委員会を無視して私がここで答えるようになります。

それは、議会軽視にもつながる関係上、非常に、私、今回の質問というのはお答えにくいということです。そのことを御理解ください。だから、特に副議長はこの問題、当時からいろいろ入っていらっしゃって、中身がわかっていてあえてなさっていると思うんですよ。ですから、私のメッセージとしてここに書かれてあることを1項目ずつ私が答えようと思ったら答えられます。

でも、委員長まで決めて、その件も含めた上で、だから民営化がいいんだという結論をもらって、それに対してこの問題に対して私が答えていくというのが議会に対する正しい姿じゃないかなと思うんです。ですから、1項目ずつ答えろと言うなら答えますけど、それをやることによっ



てその委員会に対して、私の発言が影響を与えるわけですよ。それは避けるべきじゃないかなと思っています。

ですから、今回は申しわけないけども1問目に対する私の答弁は、これ一つずつお答えするのは今回はちょっと時期尚早だと、中身は持っています、私自身もどうやればいいとかですね、でもそれは委員会、議会にもお願いした委員会に対して委ねていることですから、その結果を待つて議会のほうにその結果をいただいて建議をいただいて、それに対してこの6項目についてその時点で私の町長報告でお答えさせてもらうということではいけないでしょうか。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村君。

○議員（14番 今村 桂子） 私も前回の質問で民営化をすべきであるとの発言をいたしました。現実的に、今、民営化の検討を審議会のほうでやっているということは、もう十分わかっておりまして、答えにくいだろうなということもわかった上での質問でございますが、3歳未満、アザレア幼児園におきまして今18人が受け入れができていないということで、民営化すれば確実にそれは解消するのかなということは思っております。

ただ、現実的に今3歳未満のお子さんが、待機が48人出ているということでございますが、これは国に対して出している数字でございまして、タブレット上に私のほうが出している資料がございまして、それでいけば幼稚園にどうしても入れなくて幼稚園を利用している3歳、4歳、5歳児が8名いらっしゃるということではございますが、特定の園を希望されている方が非常に多くて76名、それから育休を延長されている方、これは入れないので延長されている方が多いと思うんですけど、それが17名、それから休職を申請して休職をされていない方が14名、それから企業主導型保育所を利用されている方が24名ということで、実質、待機であってこの報告からは外されている方たちが、0歳児から2歳時まで170人、実際、待機がいるわけです。事実上の待機は。

その中から企業主導型保育所を利用している方24名を引いても146名、それから特定の園を希望されている方が69人ということで、それを引いても現実的に77人の方が困っている状況にあるということでございます。そういうこと等もありまして今回も質問いたしました。

特に、企業主導型保育所ナサの森ができて、今、森井薬局のほうに一つ企業型ができていようございまして。その点でも解消するのかなということを思っておりますし、一部、企業主導型が小規模保育所をつくりたいという方が1事業者いらっしゃいますので、その件でちょっと私も早々と質問をさせていただいたわけでございます。

それと、今回この計画書が27年3月で、5年ごとの見直しということでもうすぐ見直しの時期がきているということで、町長のほうから言われましたように、今、非常に難しい時期ではあ

と思っています。ぜひ検討委員会の中で、今後、検討していく中で3歳児までの子どもさんのこと、大変、困っているということで早急な検討をお願いして、これからの方向性を決めていただきたいなと思っていますのでよろしく願いいたします。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

-----  
○議長（松山 力弥） 11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） おはようございます。11番、田ノ上です。

今回は、老人保護措置事業の見直しはと題し、通告に従い質問いたします。

初めに申し上げたいことがあります。皆様のお手元に私の通告書と資料があると思います。通告書でございます。歯切れよく書いていますが、私、提出前の段階で手元に10年分の資料を持っていましたので、その情報をもとに一般質問の原案を作成いたしました。

そこで、表とグラフの入った資料をごらんください。

実は、通告後に調査を拡大しまして16年分の資料に当たってみたところ、印象が顕著に変化しました。お手元の資料が新しいものです。ごらんのとおり措置費が一貫して減り続けたわけではなく、一度ふえてから減ったことが一目瞭然でございます。

本通告は、現状分析において予断による見解で出され、表現として不適当な部分を含むことになってしまいました。私としては痛恨の念でございます。町長を初め、執行部の皆様にはお詫び申し上げますとともに、議長並びに議会同僚の諸兄姉にも不手際を反省する次第でございます。その上で、老人保護措置事業については大事な福祉事業でもございますので、町民の利益にかなうことを信じ質問させていただきます。

質問に戻ります。

今回は、高齢者福祉についてのものですが、それは一面、人が老いたときにどこに住むかという話になってまいります。私にも父がおりまして町外の福祉施設に入居しています。それでも家族は大変です。どこに住まおうとも誰しも直面する現実です。今回の質問についても遠い話とは思えないものがあります。

措置費は、身寄りがなく経済面や身体面、環境などにさまざまな事情を持つ高齢者を養護老人ホームにて養護し自立を図るための支出と書きました。

法的には、老人福祉法第11条に市町村は必要に応じて次の措置をとらなければならないとされているところの措置を行うための扶助費です。なお、この第11条は第1項第1号から第3号まであり、該当の場合、市町村は措置を行わなければならないとの義務規定になっています。その第1項第1号は、養護老人ホームへ入所措置する規定、同第2号は特養へ入所措置させるための規定、同第3号は養護受託者に委託する規定でございます。

養護老人ホームは須恵町にはありませんが、近くには太宰府市、篠栗町、新宮町にあります。制度の目的として、65歳以上の者であって環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行う措置施設と老人福祉法で定義されています。

過去の高齢者福祉は、2000年の介護保険法の成立までは措置事業であり、税金を財源としていました。介護保険法が画期的だったのは、行政からの措置で行っていた介護を利用者と施設の契約によるサービスとし、その間に行政がかかわることでそのサービスの実行を担保したことです。ただ、この改革の中で、法11条の老人保護措置事業の仕組みは変わらずに残ってきました。介護保険制度になじまないということだろうと思われます。

変化があったのは、平成17年度の小泉政権下の三位一体改革においてです。国と地方公共団体に関する行財政システムの三つの改革、すなわち国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の一体的な見直しを掲げた改革によって、それまで国庫2分の1、都道府県4分の1の補助が入っていたものが改革の名のもとに全額市町村の負担となりました。これより一般の交付金の中に算定額が上積みされて支給されることになり現在に至ります。

ところで、三位一体改革により措置費の全額を負担することになった市町村が、保護措置をとるべき高齢者を国の補助率が高い生活保護に誘導することで、財政の支出を抑える措置控えと言われる減少が全国で多発していると言われています。もちろん措置控えを認める自治体は皆無ですし、措置控えを判定する機関もないわけですから、一部の関係者やマスコミから出た都市伝説なのかもしれません。

介護保険制度が定着したこと、生活保護も過去最高額を更新し続けていることが措置の減少について合理的な説明ができる余地も多分にあると思われます。

しかしながら、措置控えを強く意識せざるを得ないような事案も全国各地で発生しています。昨年、平成30年1月に札幌で起きた、ソーシャルハイム火災では11人の犠牲者を出しました。その入居16人中、生活保護受給者が13人でした。ほかにも高齢者や障がい者が多数犠牲となった無届け施設、アパート等での火災は平成29年、同27年、同23年、同21年と立て続けに起こっていて、計41人の方が亡くなっています。

また、平成27年5月には、市営住宅立ち退きを迫られ自殺に至った事案、同26年には県営住宅明け渡しの日無理心中を図った事案なども、生活困窮と住まいをめぐる中で発生したと言えます。いずれも背景に措置控えを指摘する研究、報道がなされているものでございます。

これらは、ある意味、極端な事例で須恵町を同列に置いて考えているわけではありません。痛ましくはありますが、全国的な動きは置いて須恵町のことを考えてまいりたいと思います。通告書にも記しましたが、措置費は財政面から見ると過大になることは避けたい費目でしょうし、財

政第一の思考に傾くと措置控えを起こす懸念もある、バランスが問われる。ただ、平成21年以前の数字をあわせて見ると、一概に措置控えとは言えないと思われます。逆に平成21年以降だけのグラフを見ると、私自身が思ったのですが、これはやっているなど疑いを起こすのも無理がない傾向と言えるのではないのでしょうか。

ここで質問の要旨に沿って伺います。この10年の老人保護措置費が減り続けています。資料にも提示していますが、措置費は平成21年度までふえ続け、その後は逆に減る一方です。

10年前の平成21年度を基準にすると、平成29年度は37.5%でなり、先週の特別委員会で審査した平成30年度決算では558万円、10年間で約23%にまで減少しています。社会の高齢化、複雑化、多様化を考えると、老人保護措置に該当する人がこの10年で減少の一途をたどるのはいささか不自然と思われます。

この傾向と額は、須恵町にとって適正と言えるものか、私としては端的に言って、もっと多いほうが自然ではないかと、どこかで措置に該当する人を漏らしているのではないかという懸念を持つものですがいかがでしょうか。平成21年以降の措置減少の要因について、また須恵町の福祉政策として措置費を減少させてきた要素があるものかどうか伺います。

養護老人ホームの入所を希望する人の数と希望を受けた際の対応の基準、いわば希望者に与える説明やその後の決定への流れについて伺います。

須恵町における年度ごとの措置数、並びに年度ごとの新たに措置された人数はどれほどでしょうか。

また、国会等の政府見解、平成26年度の参議院内閣委員会での質疑の政府答弁です。そこでは措置の増額分は交付税に反映し財源措置される、入所措置すべき方の把握、措置が確実に行われることが必要とのことですが、須恵町の職員は措置制度を十分に理解し適正に対応できているのでしょうか。

これについての指摘があります。財団法人日本総研の研究レポートですが、介護保険の施行に伴い特別養護老人ホームが措置から契約施設となったこともあり、措置制度を熟知している自治体職員が減少しているとのこと。現場の理解がないことには最初に受付することすらできなくなり記録にも残らなくなってしまう。

福祉の多くが行政措置から契約による保険制度へ移行し、他方には生活保護制度があるにもかかわらず、老人保護措置がいまだ残っているのは、同制度を残さないと対応できない人たちがいることを想定しているからと言えます。

長く生きて高齢となり養護を必要とする人たちは、それぞれに多様な状況になっているでしょう。取り巻く家族等まで考慮に入れるとさらに複雑な人間模様です。国もこのような事態に応えることを繰り返し、福祉制度も複雑、多様になった結果が現在の諸制度と言えます。

老人保護措置事業は法定された制度で該当する高齢者が必要とするものです。一人一人に寄り添い、その現状に見合ったサービスを提供すべきだと思います。町長の御見解を伺います。

最後に、これが今回の一般質問をさせていただく私としては最も強い動機になった要素です。さきに全国で発生した悲劇的な事案を述べましたが、措置を必要とする人、つまり養護老人ホームに入所することが必要とされる人が措置されないことは、行政として意図をせずとも人権問題につながる懸念があると考えられるのではないのでしょうか。町長の御見解を伺います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 1問ずつにお答えする前に、今の質問の中でさも当町がそういったことをやっているように聞こえますけども、当町はそういった恣意的なことは一切やっておりません。それと今の質問の中身で、要するにそれらしきことをおっしゃいましたけども、事実をもし確認なさっているのであれば、その事実を言ってください。そうしないと、だろーうに対して私はだろーうで答えるわけにはいきませんので、済みません。

1問ずつお答えさせていただきますけども、質問の要旨の1番と2番については現状と要因についてはということですからまとめてお答えしますけども、令和元年8月現在、当町の措置人数は2名です。減少傾向にはあります。確かに当町でも高齢化や核家族化が進んでおりますけども、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア会議、あるいはいろんな組織との連携を図っておりまして、高齢者の虐待を未然に防ぎ、介護保険制度の導入により同制度の利用に移行しています。

平成24年度から、町全体で地域包括支援センターを運営しておりますが、構成メンバーは役場の職員だけではなくて、当町にある福祉法人、より専門の職員を派遣していただき、広いレベルで高齢者の相談事業等のケアを続けています。

また、民生委員による高齢者の見守り事業等で高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めた結果、減っているんじゃないかなと思います。何度も言いますが、議員御指摘されるように行政が意図的にそれをやらせるとか、財政問題でどうのこうの、そんなことをやる町ではありませんので、そのことは申し添えます。

3番目の質問の、養護老人ホームの入所を希望する人の人数についてということなんですけども、令和元年8月現在では該当者はいらっしゃいません。対応の基準は措置になり得る要件が発生した場合に、即座に状況確認を行い緊急性がある場合については高齢者一時保護制度を活用しながら養護老人ホームに一時的に入所させ、ケア会議でどうやるかという検討をしております。

4番目の年度ごとの措置数でございますけども、新規の措置は平成22年度を最後に、御指摘のとおり新規はございません。平成27年度が6名、28年、29年度5名、30年度が3名、本年度は2名、ですから今現在2名しかいらっしゃらないということです。

措置制度を職員が十分に理解しているかと、これは理解していないとできませんよ。

特に須恵町の場合は、質問内容については、私が課長になってから20年以上になりますけども、やっぱり弱者と言われる人たちに対して手を差し伸べない行政なんてあっちゃだめだと思っております。ですから、この件に関しては私が町長になってからも逐一報告させておりますし、それぞれの担当部署だけではなくて、ケア会議の中で専門家を交えて最も適切と思われるパターンを準備できるように職員が指示しておりますので、もっともっと勉強させてこの問題に取り組むようにはしていきたいなと思っております。

6番目の、老人保護措置がいまだに残っているのは同制度での対応ができない人たちを想定していると、もうこれは全くそのとおりです。法というのは一つの法律をつくったから全てが管理するわけではなくて、やはり新しい制度をつくったら、その中にも不備が出てくるんですよね、それはいろんなもの、先ほどおっしゃった保護関係ですよね、生活保護も含めていろんな制度を組み合わせながら、やはりその人にとって一番いい形を提供するのが我々の役目と思っておりますので、時々やっぱり本人が思われたことと、意に沿わない形になる場合もあるかもしれませんが、それは法的なルールの中でやっていることですからどうしようもないということです。それでも一生懸命、職員が考えてやっているという状況でございます。

7番目の、必要とする人が措置されていないことは意図されずとも人権問題につながる懸念があると考えられる。これは全くそのとおりです。私自身もそう思っております。ですから、職員に対しては担当課長を通じ、あるいは社会福祉協議会のほうに、今、委託をどんどんふやしていますけども、行政職員は1人で多くのことを抱えてしまいますから、社会福祉協議会というのは、いわゆる専門家グループなんです、そこに財政投資あるいは人的な支援をやりながら拡充をやっていく、ですから今回、当初本会議のときの町長報告の中でもこのケアセンターを社会福祉協議会に移すというのは、いろんな形で迅速に動ける体制をつくったと御理解いただけたらいいのかなと思います。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上君。

○議員（11番 田ノ上 真） 御答弁ありがとうございます。厳しいお話もいただいたわけですが、町長の見解のほとんどが私と一致するということで安堵しているところでございます。

私としては、措置が必要とされる人は措置すべきであると思いこの質問に至りました。事実は、私が直接その場にいたわけじゃありませんが、いたわけじゃないから聞いた話ということになります。

昨年、平成30年5月2日の窓口のことでございます。養護措置の相談に来た来庁者に、須恵

町は措置はやっていませんと説明した職員がいたそうでございます。余り深く詮索はしておりません。時間帯、性別、どのような方だったかということも伺いましたがここで述べる必要はないと思います。

結局、このときの希望者は生活保護にも介護にも該当せず庁舎を後にしました。周りの人たちの助けで、たまたま空きがあった自立準備ホームへ入所したそうです。しかし半年しか入居できないそうです。退所した後、その後の行き先は個人情報の壁があるのでわかりませんということでございます。

今の町長の御答弁からは、この話は御存じではないのだろーと思います。こういうことがあったそうです。こういったことを踏まえての本日の質問でございます。ただ、私も申し上げにくいですが、そういう町ではないということは私も重々承知していたわけでございますから、この話を聞いたときは私もそれなりのショックを負って聞いたわけです。須恵町はそんな町ではありませんと私も言いました、しかしながら、そういうふうにおっしゃるなら私も勉強不足でございますので、ちゃんと勉強した上で聞いてみましょうということでこういう形になったわけでございます。

私としては、もう聞きたいことはさっきの町長の最初の答弁で尽きておりますので、これ以上の答弁は必要ございませんが、もし何かございますようでしたら一言願えたらと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今の御指摘ですけれども、私のほうに報告はあっておりません。もし現にそういうことがあるのであれば、担当課長に昨年の５月関係で、その事実確認をやります。厳重に注意します。

以上です。

○議員（１１番 田ノ上 真） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） ７番、児玉求君。

○議員（７番 児玉 求） おはようございます。共産党の児玉求です。ただいまより一般質問をいたします。

表題は、安心して住める須恵町にするにはであります。

本町の人口は２万８,７２６人、月平均２１.４人の人口増であります。２７年度で人口に占める高齢化率は２６％であります。４人に１人の方は６５歳以上の方です。

コミュニティバスは、乳幼児、小学生、６５歳以上、障害者手帳のある方は無料となっております。中学生以上は１路線１００円です。これから高齢化が進んでまいります。また、７５歳から８５歳までの方々に、本年４月より免許を自主返納された方には毎年度４万円相当のＩＣ乗車

券を支給することとなりました。コミュニティバスを利用される方がふえてくると思われます。それには使い勝手のよいバス路線、便数が求められます。

また、健康寿命延伸のために大いに外に出て運動をしていただいて、佐谷にあります若杉の森運動公園等に設置されている健康遊具をふやし、町民誰もが利用しやすい身近な公園、公民館、学校に増設すべきではないでしょうか。これが表題であります。

質問 1、コミュニティバス運行の評価、町民から、乳幼児、小学生、65歳以上、障がい者の方の無料化についての評価はありますか。

2番目に、バス停から遠い、利用しにくい、バスの路線や便数をふやしてほしいという要望を聞かれたことはありますか。

3番、コミュニティバス料金減免証の周知は十分にできているか。

4番、これからの高齢化に向けて、バス路線、便数、スーパーや商店、病院、銀行など使いやすいものにすべきだが、今後どのように考えておられるか。

5番、健康寿命延伸のためのトレーニング施設など、施設の必要性について前回質問がありましたが、その後の進捗状況はどうでしょうか。

6番、現在ある若杉の森運動公園、JAやすらぎ会館横の歩道に設置してあります健康遊具をふやすことと、新しくできる旅石地区多目的公園、これは仮称ですが、または身近な公園、公民館、学校に増設してはどうですかという質問内容でございます。

以上、見解をお願いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） コミュニティバスの運行については、確か私、町長報告の中で免許証返納のときに1番から4番に該当するような内容については御説明申し上げていたんじゃないかなと思います。要するに免許証を返納した中で佐谷地区の一部とか上須恵の皿山地区とか、植木の日間地区とか、確かになお不便になって、車をお返しになるとですね

。ですから、地域公共交通活性化協議会を開催して路線の見直しをやる、さっきおっしゃったスーパーとかいろんな場所、なるべく近いところにおいてるように、今現在、地域公共交通活性化協議会を開催して、今、事務局のほうで準備はしております。

新たに、大きなバスじゃなかなか入りませんので、これが可能なかどうかも含めて、10人乗り程度のステップがついたワゴンが導入できるかどうかにも検討させております。ただ、これが地域公共交通活性化協議会ですから、西鉄のバスなんですね、JRさん、要するにそれで生業をなさっている企業がいらっしゃいますので、その営業目的をなかなか侵害する方向では、今度は逆に西鉄バスの便数が減ってしまうとかいろいろありますので、今現在その調整に入っております。



細かい話の中で、1問目の65歳以上のバス料金減免、これは非常に好評でございまして、今現在バスの中でも提示しておりますし、またこれからも町の広報等でやっていきたいかなと思っております。

2番目の、便数、路線をふやしたらどうかということについては、先ほど言った内容で今検討させております。

減免証の周知は十分できているかということですが、これもあらゆる機会をつかまえて、シニアクラブとかいろんなところで御説明もしておりますし、今後これも広報のほうで、また再度やっていきたいかなと思っております。

4番目の、スーパーとかそのあたりにということは、先ほど言った部分に該当しますので割愛させていただきます。

それと、健康寿命延伸のためのトレーニング施設など施設の必要性について、これは確かに平成27年の9月ですよ、一般質問があつて前任の町長がやらないということをおっしゃったと思うんですけど、なぜ須恵町にそういった専門施設がいないか、これは粕屋の町長さんと冗談話をやっていたんですけど、ありがとうございます、須恵町のためにプールからスポーツジムからつくってもらってありがとうございますと言ったら、にこにこ笑ってありました。

今、要するに相互乗り入れで、各町ともそこを町民だけしか使えないとか、そういったことをやっておりませんので、まして議員が議員になられるよりも早く前に、アクション福岡と須恵町は契約をやっておりまして、安く利用できるようにやっておりますので、新たな財政投資をやって、須恵町の中にその施設がないといけないという考え方ではなくて、いろんなところを利用してもらいながら、それに対する要するに減免じゃないですけど、ちょっと軽減措置とかですね、そういった話を進めてこういうのをやっているということ。ですから、改めての設備投資はどうかなということで、前回の町長がお答えになったんだろうと思います。私もその意見に賛同しておりますので、この辺については今のところ作るつもりはございません。

それと、運動器具を設置してはということなんですけども、身近な公園の運動器具は各行政区から撤去してくれと言われている状況です。児童公園とかにいろんな器具をつけますよね、遊具とか、それについては要するにやるけども管理はその行政区なんですよ、ルールとして、そうすると管理ができないということで、全町的にある公園とか児童公園に遊具とか、それとかこういう健康器具を置くのはどうかなということで、今のところ私も置くつもりはございません。

ただし、今回つくっている多目的公園については、先ほど御指摘になりましたJAやすらぎ会館横の遊歩道と動線がちょうどつながりますから、今度、多目的公園には周りに遊歩道をつくってきちんと健康器具が入るようにしました。ということで、設計の中に入れるようにしております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 使いやすいコミュニティバスのために提案でございます。今2台運行の始発時間、これを1時間早めてはどうかというふうに思っております。西鉄の佐谷の始発が6時9分、7時6分、9時、10時1分というふうになっているんですね。現在、福祉センターの始発が佐谷上須恵線が8時15分、2台目の新原川子が8時20分というふうな時刻になっているんです。そうしまして、これはどういうことかと言いますと、須恵中央駅の乗り入れも非常によくなる、今、須恵中央駅では1便の佐谷上須恵線が7時15分から46分に来ますと、須恵中央駅に7時55分で非常に便利がよくなると、新原のほうも7時20分が7時40分になるとやはり須恵中央駅7時55分、非常に便利性がよくなるということがあるんですね。

やはり、今8時10分と8時20分が始発なんです、僕、これを利用していただくというのは、やっぱり高齢者の方たちを含めて、そういう方です、朝も早く起きられる方もおられるんですね、だから朝の時間を1時間早めるということです、これを提案いたします。

それともう一つ、2番目にバス停をふやすと、このバス停の距離は500メートル以内が望ましいと思っております。例えば、町長も言いましたが、佐谷線ではまた別に佐谷と宇美線の境界への高台があると、あっちのほうにも一つ、これは甲植木、第二小周辺ですね、また甲植木下と東中学校の間ですね、上須恵だけど、上須恵口バス停から古宮井堰の中間と言いますか、これは例です、こういうところがあったら、あとほかの路線図を見ましたらありますので、バス停をやっぱりふやすと、1時間始発が早くなればバス停をふやしても稼働できるというふうに思っております。

そうしまして、あとは先ほどおっしゃいました協議会のメンバーですね、区長を初め、警察署、JRですね、バスの方がおられるんだけど、今20行政区の中で毎日利用されている当事者、こういう方も入っていただいたらどうかと、組合長の推薦でもいいですけど、やはり利用されている方の話を聞くと、当事者の話を聞くということで、協議会に1行政区あたり一人の当事者を入れられたらどうかということを提案したいと思います。（「通告にはないですよ」の声あり）その協議会のメンバーというのはないですけど、ちょっとお答えいただきたい。それと、健康遊具ですね、区の管理ができないということですが、やはりそれは何らかの対応でいけるんじゃないかと思うんですね。その健康遊具というのは大人が利用することを目的とした遊具で、ちょっと出してもらえませんか、資料をちょっと付けていますので、ちょっと出してください。見てわかると思うんですけど、若杉の森運動公園のほうにも少しあります、下のほうちょっとあります、私はやはり皆さん、私たちを含めていわゆる健康寿命を延ばすためにはやっぱり外に出て、そして運動なりをするということですね、それがやっぱり必要じゃないかなというふうに思っ

います。今度の旅石の多目的公園のほうでは考えておられるということですけど、ぜひそれはお願いしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、それは先ほど1回目の質問でしたから2問目の考えているのかという。

○議員（7番 児玉 求） ですから、2問目のことでお答えください。言いましょうか。始発の時間を。

○議長（松山 力弥） それはもうわかりました。2問目をお願いします。先ほど、西鉄のときにも説明したから、そこら辺も含めてちょっとそこを。平松町長。

○町長（平松 秀一） 時間等については、これをどうしますかと言われても通告になかった内容ですから、入っていないので今ここで答えできる内容ではございません。ですから、後日、担当のほうから調べさせて、それが可能なのかどうかは議員のほうにお知らせします。

○議員（7番 児玉 求） バス停もふやしますか。

○町長（平松 秀一） それも含めて先ほどお答えしていると思いますので、地域公共交通活性化協議会を経た後、事務局のほうでどういったルートにするか、それと10人乗りのステップワゴンの問題をどうするかというふうに、今、協議させておりますので、バス停を置くことも、ここでふやすというのは私が明言できないということですね。それを経て、はっきり決まれば3月の町長報告に間に合えたいと思います。

それと、利用者を委員にということでございますけども、一応、区長さん方が代表で入っていらっしゃると思いますので、その方々が要するに民意を反映なさるという形で捉えております。だから、仮にその利用者を選ぶってなってもどうやって選べばいいんでしょうかね。だから、そういうことでやっぱり区長会の代表であったりとか、議員の代表であったりとか、代表者を入れてあるんですよね、その方々の御意見をいただいているということです。

以上です。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、今度は3問目だから全部これで言ってくださいね。質問がある分は。

○議員（7番 児玉 求） はい。町長のお話で協議会で決めるということですが、ぜひこの始発を1時間早めるということは考慮していただければと、どういうことかと言いますと、2台で5路線をずっと回ってるわけですけど、1時間、始発がふえれば、バス停がふえて、町民の方がちょっと遠いと、例えば、佐谷にしましても非常に高いところにお住いの方もいるし、また甲植木なんかでも500メートル以上というところも時間が早くなれば、1時間ですからね、だから何駅かふやすことができるというふうに思います。

それと、協議会の資料の中で国の補助の件があったんですが、バスを所有していないというこ

とで該当しないというようではありますが、バスを町が所有した場合で、その国からの補助が比較してどうかと、そういう件については、これはちょっと通告していないんですが、どうなんだろうかと、だから、いわゆるバスの便をふやす、10名前後のワゴンと申されましたが、やはり使い勝手のいいというコミュニティバスということなんですよ。そして国から補助が出るという分については、町で所有するなりして検討していくという形をお願いしたいと思います。

あと、今、私が申し上げていますが、このコミュニティバスの利用にしましても、健康寿命延伸にしましても、これは私がいつも言っています、国保の問題です。（「同じ内容を」の声あり）

○議長（松山 力弥） ちょっと待って、聞いてみないとわからない。

○議員（7番 児玉 求） 今、その説明します。青洲会クリニックの辛先生がおっしゃっているのは、まるっきり寝たきり予防法と。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、質問をお願いします。あなたの評論はいいですから、意見はいいですから、町長に対しての通告分に対しての質問をお願いします。今、あなたが言っているのは、ほとんど町長は答えていますので、それと違うものを質問をお願いします。今は通告に関する部分の質問をお願いします。

○議員（7番 児玉 求） 健康遊具については、遊具は対応できないということで、撤去を言われているということでございますが。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、あなたが一般質問の通告をしたものは町長は全部答えたんです。それに附属してほかに何か要望をさっきから言っていますけど、質問をお願いします。これ最後になりますのでまとめてお願いします。次はありませんので。

○議員（7番 児玉 求） 先ほども私が申しましたように、コミュニティバスを町民が使いやすいようにやっていただきたいということでございます。

○議長（松山 力弥） それは活性化協議会で、今、来年の3月に町長報告でできれば幸いだと町長は答弁しました。それでよろしいですか。町長答弁ありますか。

○町長（平松 秀一） ないです。

○議長（松山 力弥） これで、児玉議員の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います但し御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時20分といたします。休憩に入ります。

午前10時07分休憩

-----

午前10時18分再開

○議長（松山 力弥） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 6番、川口です。通告に従いまして質問をいたします。

犯罪防止対策、町民を見守るため防犯カメラを設置することについてお伺いいたします。

町民が安全で安心して暮らせる地域づくりをするため、町内において防犯カメラの設置が必要と考えます。防犯カメラが犯罪や事故の抑止力として、子どもたち、高齢者を見守る手段になるのではないのでしょうか。

町内各小中学校、アザレアホールなどに監視カメラの設置はありますが、公園、駅周辺、また役場などの公共施設には設置されていません。

防犯カメラは犯罪の捜査、検挙に大きな成果を上げています。子どもたち、高齢者を含め、町民が安心して生活するためにも防犯カメラの設置についての町長の御見解をお伺いします。

粕屋町では痛ましい犯罪があり、防犯カメラの設置を検討されています。もちろん防犯カメラが犯罪や事故を防ぐものではありませんが、現在、多くの地域には防犯カメラが設置されています。また、須恵町民によっては防犯のためカメラあるいはライトを独自に設置している家もあります。防犯カメラを運動公園、皿山公園、JR各駅周辺、役場、図書館等の公共施設に設置する場合のメリット・デメリットをどのようにお考えでしょうか。

次に、福岡県と糟屋郡内4町に防犯カメラの設置に関する調査を行い、資料1から資料4までの報告をしております。

まず、資料3で、福岡県は性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業補助金の制度を平成28年より行っております。これの補助対策経費を含め内容を精査する必要がありますが、この事業の利用を検討されるお考えはありませんでしょうか。

次に、糟屋郡4町の調査として資料1、資料2を提出していますが、その中で、宇美町役場は自動販売機の売り上げの一部を防犯カメラ設置の費用に充てる事業を行い、町民参加型のシステムとして取り組んでおられます。この事業の取り組みへのお考えはありませんでしょうか。町長の御見解をお伺いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） それでは、お答えします。

警察等の関係機関と連携・協議し設置を検討していきたいなと思っております。近年、防犯カメラは犯罪の捜査等大きな成果を上げて、その必要性は誰もが認めているところでございまして、

先日の会議においても、冒頭、粕屋警察署長が、粕屋町で発生した強盗殺人事件の早期検挙に関して、現在の捜査は防犯カメラなしでは成り立たないということもおっしゃっています。自治体としても犯人検挙はもちろんですけれども、事件を未然に防ぐ観点からも、設置はこれから考えていきたいなと考えています。

3つの質問事項についてですけれども、メリット・デメリットはということですが、これ設置して、デメリットというのは、設置費の費用と管理費ぐらいで、メリットのほうがあるのかなと思っております。

2番目の性犯罪防止関係のカメラ補助金制度ですけれども、これ設置するとなると、要するに過去の性犯罪が発生したか発生していなかったかどうか、そういった状況把握をやった上で、危険な箇所について補助金を出す。これちょっとその調査もやらんといかんのです。それをやると、要するにプライバシーの問題とかいろんな問題が発生しますので、この性犯罪防止対策防犯カメラの設置補助金は、どうなのかなと思います。もしそういった危険箇所があるのであれば、通常の防犯カメラで、結局一緒ですから、対応したほうが、事例が発生した部分についての調査をやるというのはちょっと波風が立ちますので、これはどうなのかなと思っています。

ただ、警察とは協議してみたいなと思いますけれども、担当がそういったことを確認したところ、そういった返答だったと、警察のほうで。だから、なかなか難しいのかな。

3番目の自動販売機の売り上げの一部を、これ実は話を進めていたんです。ところが、なかなか向こうがおっしゃるとおりのバラ色の話ではなくて、要するに今現在設置なさっている企業の方々にある程度負担を強いるというようなことで、ちょっとお困りになっているかなということで、直接そのメーカー側とも今話を進めておりまして、できれば、できるところから防犯カメラの設置型の自販機というんですか、契約の更新のときに随時やっていけば、メーカーとお話ができるのかなと思っております。今現在、あるメーカーさんとはその話を進めておりますので、この防犯カメラについては、急ぎでという話にはならないと思いますけれども、防犯を担当しております総務課のほうである程度企画させて、徐々にクリアしていけたらと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口君。

○議員（6番 川口 満浩） 今、町長のお話の中で、ウエイトが大きいというふうなことは話されておりますし、前向きに検討していくというふうなことでの話でございました。

先ほども町長言われました、一遍に全てのことができるわけではないでしょうし、一度にはできないのであるでしょうから、優先順位を決めて、そして設置に関しては恐らく粕屋署とどういう形でどこにつけるということの検証も必要であると思います。その中で優先順位ということになりますと、町民が多く利用する役場、あるいは子ども達も利用する図書館、こういった公共

施設のほう、予算を組んで早目に設置されてはいかがかなと思います。それが細かいことになるとなかなかでしょうけれども、いつごろからできるのかなということでお話を伺いたい。

それと、先ほど県のことで、実際性犯罪があったというふうなことを事例に防犯カメラというふうになんと言われましたが、私が聞いた中では、もちろんそういうことが前提なんですけれども、前提というか、そういうことなんですけれども、例えば暗闇であるとか、今のところはそういう犯罪は起きていないけれども、今後起きる可能性があるようなところに関しての、もちろんこれは調査があつてのことでしょうけれども、そういうところも対象になるということでありましたので、この辺は、いま一度ちょっと聞いていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

資料の中にも出していましたけれども、年に1回の募集ということでやっております。ことは1回終わっているということでしたので、次はもうそろそろ始まるのかなと思うんですけども、来年に向けてそういうことで進めていただきたいと思います。

特に、さっき暗闇と言いましたけれども、例えば公園に隣接する公民館であるとか、集会所、こういうところも、場所によっては非常に暗く、昔たまり場になったというようなこともちょっと耳にはしておりますが、こういうところをこの制度を利用して、各区に提案をされるということとはなさっていただけますでしょうか。

今のちょっと2点を、済みませんけれどもお願いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほどの答弁の中で言いましたように、この件に関しては担当課の総務課を通じて設定箇所とかそういったことを含めたうえで包含的に検討していくという意味でお答えしたつもりでございますので、1問、2問一緒でございます。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 先ほども今お話しされた中で、自販機に関しては現場の方での話を進めていかれるものと思います。これ、現状の使われている自動販売機でも、夏ということで利用されているものもあると思います。私先ほど、町民参加型と言いましたけれども、自動販売機に、この自動販売機、資料に出しておりますけれども、使うと、これはこういうことに利用されていますというふうなことが表示されています。そういった告知も徐々に広げてされるのであればしていただきたいというふうな思いを持っております。これが必要だというのは、防犯カメラが必要だというふうなことは皆さん認知されていると思います。

導入することによって、先ほど費用面というふうなことも言われておりました。私は、この費用以上に得られる効果は大きいと思います。費用対効果として。つまり、町民の安全・安心の地域づくりには成果を大きく上げると考えられます。ですので、ぜひ実行していただきたいという

思いを伝えて、私の質問を終わります。

-----

○議長（松山 力弥） 1 番、白水春夫君。

○議員（1 番 白水 春夫） 1 番議員、白水です。通告に従いまして質問させていただきます。

自転車損害賠償保険加入義務の促進をについて質問します。

昨今、高齢者の自動車事故が多発しています。車は走る凶器とも言われ、事故になれば自動車保険で賠償します。自転車にも同じように保険がありますが、義務化されておらず、未加入者が多い現状です。自転車ドライブの事故は、年々ふえています。その大きな事故が2008年にあった、神戸市で歩行者の女性が小学生の乗った自転車に衝突されて転倒し、意識不明との重体。この事故で、神戸地裁は、2013年に、小学生の保護者に約9,500万円の賠償を命じました。事故を起こした小学生の保護者は、補償する保険に入っておらず、後に自己破産をしなくてはならない事例がありました。

国土交通省は、自転車事故による損害賠償制度のあり方を協議する検討会を設置し、当面は全国の自治体による条例制定をサポートしていく方針を決めました。国も、保険加入を義務づける条例制定を後押ししています。

参考資料は添付しておりますので、参考にして見てもらってください。

それでは、現在、町としては、自転車保険の加入促進についての対策はされていますか。

また、自転車に対する保険義務化は自治体に委ねられていますが、須恵町はどのように考えていますか。

義務化している自治体の中には、損保会社と連携し、安価な年間980円の保険料で最大1億円の補償をする保険を販売しているところもあります。先々義務化となれば、町民が加入しやすい体制を期待します。

では、町長の御見解をお伺いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） それでは、お答えしたいと思いますけれども、この質問を受けて私の感じたことは、要するに、保険制度の普及啓発をやることによって保険が充実すると。これ加害者側です。要するに、事故を起こさないような普及啓発活動をやった上で、こういう保険があるんですよということであれば、私は、それは町も積極的にやっていいと思うんですけど、ただ単に保険制度等を町が充実させて、極端なことを言ったらですね、議員さん、皆さん、全員賛成で、須恵町で自転車買われた人には、要するに保険掛けにゃいかんという条例、町が。そういった部分も可能なんだろうなと思いますけど、それをやることによってマナーが変わるのか。どうかな、これは。要するに、保険を掛けて補償をもらっても、大けがなされた人とか、先ほどおっしゃら



れたように亡くなられた方々、戻ってこないわけです。だから、今回の質問をいただいて、私が物すごく思うのはそのことであって、要するに被害者目線じゃない。加害者が、要はそういった事件、事故が起きたときに、その補償金でそれを賄う。逆にこれ人権無視したような形の中身になりかねん。余りにも町が動きすぎるとですね。ですから、1問目の促進の加入対策、これやっています。いろんなところの説明会とか、全部、入ったほうがいいですよということは、交通安全の大会とかいろんなところでやっていますし、それは町の広報を通じて今後も、まちづくり課を通して、町報を通じて言いたいなと思いますけれども。

要するに、2問目の義務化については、自治体に委ねられていますよと。これは先ほど言ったことです。それを議会のほうで、議員提案でもなんでもいいんですけれども、そういった形で、こういうを出されたときに、皆さん慎重審議やって、そういったことをやることは可能です。でも、その根本的な理念は、要するに事故を起こす人を守るんじゃなくて、けがをなされた人とか死亡なされた人たちがそんな不幸な目に遭わないように、万一のときのために掛けるということであればいいと思うんです。だから、私その辺がちょっと、今回の御質問を受けて、直接、白水議員の出された中身、お話ししたわけじゃないんですけれども、私はちょっと違うんじゃないかなという気がします。

その点も踏まえて、総務課の交通安全とまちづくり課の広報、合わせてこの保険制度というのはないよりあったほうがいいに決まっています。それをやっていきますけれども、もっとやらなければならないことは交通安全、総務課の方。

で、自転車のキャンペーンなりなんなり計画させて、ことしだめなら来年度に向かって広報活動もさせた上で、こういった保険もありますよというのであれば、私は町が動く意義というのがあるけれど、ただ単に、きょう申されたように、9,800万円という一家離散された。じゃ、なくなった方はその保険金もらってそれで幸せなのかということです。だから、まずやっぱりその理念をきちんと、当議会と我々が共通理解した上でこの質問の中のことに対しては、きちんと順番を踏んでやったほうがいいと思いますので、やらないとは言いませんけれども、それはあくまでも補完的な事業として保険加入を促進するんであって、通行していらっしゃる方々とかそういった方々を守るためにそういったことをやるんだということで、そのあたりについては総務課の交通安全を通してきちんと協議をやって、まずそちらのほうをきちっとやった上で、交通マナーをきちんと守ってもらう、自転車は。そのほうが大事だろうと思いますので、今回、3つ質問されたことに対しては、やらないとは言いませんけれども、まずやらなければならないことは、保険加入ではなくて、その前の自転車の交通マナーをきちんと守らせる。その普及啓発活動、特に小学生、中学生からぼんぼん飛ばしますから、それで事故が起きたときこうなるよ。といった教育をきちんとした上での話だと思いますので、これには取り組んでまいりたいと思いま

す。

○議長（松山 力弥） 白水君。

○議員（1番 白水 春夫） おっしゃったとおり先々の用心ではありませんが、国の条例制定の答申が間違いなく全国に広がりつつありますので、特に、先ほど言われましたように、未成年がよく利用する自転車ですので、そのような変化があった場合は、適切な対応をお願いいたします。以上で質問を終わります。

-----

○議長（松山 力弥） 9番、三角栄重君。

○議員（9番 三角 栄重） 9番議員、三角栄重でございます。最初に断っておきますけど、資料は用意しておりません。というのは、十分皆さん御存じのとおりで、みそ工場は御存じでしょうから、改めて資料をつける必要はなかろうと思っていましたので、用意しておりません。

昨今、みそ工場の建設がささやかれておりまして、施設を見学したときも、非常に老朽化しまして、改修、改修、改修で、そういうみそ事業を展開されております。

それで、ここではっきり言えることは、みそ工場そのものは月のうちの10日前後しか稼働しておりません。ここでちょっと聞きたいわけですけど、今後もうこういうみそづくりを続けるかどうかはまず1点でございます。

それから、新規の工場を建てるのかということです。私自身は、そこにはみそ工場を建てるならば多額の支出が予想されております。例えば、みそ工場を建てるだけで恐らく3億円以上の工場建設費がかかるだろうと思います。それから、自然食普及センターの年間の赤字が、1,000万円程度の赤字が毎年出てるんです。これは二十数年続けられたわけですけど、今後もまだ続けていかれるのかという、その2点です。

それから、みそ工場の中で問題点になっていることは、例えば20キログラム以上の荷物を持つ場合はシルバー人材から人を派遣して新たにそこに置かないかんとなっています。今度、新規工場を建てるとなると、フォークリフトとかなんとかのやつを使って荷物を運ぶような状態になっていくだろうし、工場敷地も物すごく広がるだろうということを懸念しております。

顧みるとですね健康事業としてみそを使つての健康づくりが須恵町でも、吉松町長、中嶋町長が続けてこられたわけですけど、この目的は十分にもう果たしたんじゃないかなというふうに私は考えております。須恵町が女性の平均寿命が全国で8位とか9位とかいう長寿の町になっておりまして、健康的な町として成り立っているんだろうというふうに今現在思っております。

早い話が、今後もこの事業を続けるとなると、毎年1,000万円以上の赤字が確実にあります。工場建設で恐らく3億円以上の金が必要です。町長がスエノバで説明されたと思いますけど、各町の組合方式の中で、クリーンパーク、北筑昇華苑、粕屋南部消防組合、筑後川水道企業団、

海水淡水化事業、し尿処理施設、介護保険、国民健康保険、後期高齢者、これらの拠出金が年間5億円出ます。それは、町長はこのスエノバで説明された5年間で町の預金としてはゼロになるという形でスエノバ結成があったわけです。

こういう赤字の金のなくなる状態の中で、こういうみそ工場を続けられるかどうかというのが第1の問題です。

私の質問としては、今後もみそ製造・販売を続けるのかということと、続ける場合、老朽化に伴い改修もしくは建てかえが必要と思うが、実行するのかということです。

それから、年間1,000万円程度の赤字をどうするのか。

私個人としては、もしこのみそ工場を町長が提出されれば私は反対をします。今質問事項としての町長の見解をお聞きしたいということで、よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） それこそ、今回質問をいただいた中で、平成17年に私が健康福祉課長になって中身を計算した。その中で、要するにみそというのが平成17年時点でも赤字が出ていると。そのことについてどうやっていくのかということで、当時の執行部と協議したのをきのうのように思い出します。

きょう傍聴の方々もいらっしゃいますので思い出していただきたいのは、昭和54年に、田原利信町長がチャンピオンスポーツじゃなくて、町民の健康に目を向けようということで健康課をつくられて、新しいタイプの健康事業を推進しようという中で、その当時の初代の課長であった吉松昭幸町長が、食からの健康づくりをやるんだと。要するに玄米食と、有機農業、有機農業を含めた玄米食。それと、特産品とは当初言っていなかったんですけども、国産のものを使って、口に入れてもいい、きちんと熟成させたみそをつくろうと。というのが養生みその始まりでございます。

だから、当時の須恵町の健康づくりの理念をひとつ体現化しているのがこの養生みそであって、それからもう何年たつんですか、40年までいかないですけど、35年の歴史があるんです。

この養生みそというのは、町民の方々にも深く浸透しておりますし、近隣のリピーターの方々も多いと。制度上、町がやることによってその赤字が出ているという状況の中で、私自身、この問題というのは、ほんとにここ一、二年悩んでいることで、判断がつかないです。

なぜかという、その当時からこの町を支えてこられた方々がこの養生みそを一つのシンボリックな存在として、須恵町は健康づくりの町なんだという一つのシンボルである。その理念を私もよく理解できるし、ところが、先ほど議員がおっしゃったように、経営的な立場からいうと、これ年間1,000万円以上赤字が出ています、間違いなく。これは自然食普及センター、今は名前が変わりましたがけれども。健康食品を売っていますけど、それと合わせて大体1,100万円

ぐらいの赤字が出ている。当初の設備投資とか、今までの改修工事を合わせると、3億円は赤字が出ているんじゃないかと思います。

これからの状況ですけれども、もう限界に来ています、工場が。担当課長も悩ましいところでしようけれども、じゃ、これをどうやるんだといったときに、先ほどおっしゃったように、新しい施設をつくるとなると、昔はよかったんです。保健所の許可もすぐ降りていたんですけれども、食品衛生法が変わって、こういった菌を扱う工場です。非常にシビアになっていて、おっしゃったように無菌室状態でつくる。室の中は当然、熟成した菌がついているわけですから、雑菌がつかないような形でやっていく。そのやり方として、当時言われていた圧搾方式といって、一旦人が入って物など動かして行って、同じ経路には戻らない。最終的に別の出口から出ていくというような形で、要するに雑菌から守るというやり方の工場を建てるとなると、おっしゃったように3億円程度かかる。つくった工場で、じゃそのみそを売って黒字が出るのか。出ないです。間違いなくこれは。

そのことを考えると、町の経営に責任を持つ私とすれば、町民の皆さんにそういった赤字施設をわかっていて運営するというのは、どうかなという部分。それこそ、今まで須恵町の町民の方々も含めて、役場も一緒になりながら食生活改善推進協議会も含めて、一生懸命食からの健康づくりに取り組んできた伝統と文化があるんです。それを、私の一存でやめるとも言えない。ですから、今私の気持ちの中では、経営的にはやめたほうがいいというふうなことでは判断しております。

ただ、まちづくりという観点からいくと、やめていいのかどうかというのもこれ、私今悩んでいます。かといって、今稼働しているものがいつまで持つのかと考えると、次はつくれない、恐らく。つくることに対して議員さんのほうに、それらの収支計画とか建設費とかをお出しすると、議員各位は恐らく、そんなもん何でつくるんやということで終わってしまうんです。

ですから、この問題については私自身、非常に答えにくいというか、物すごく悩んでいて、この件については、議員各位と私とで熟議をこれからさせていただいて、慎重に町民の方々の御意見も聞いた上で、議員さんの御意見、そして町民の方々の御意見を聞いて、いや、赤字でもやったほうがいいという結論が出る可能性もあるわけです。そのときにやめる勇気が持てるかどうか。だから、私自身は新米の政治家として、ここで、いや、もう赤字が出ているからやめまうと言えない状況です。かといって、続けますともなかなか言えない状況でございますので、これは私からのお願いですけれども、この問題については、ほんとに須恵町の一つの大きなまちづくりの中で、活躍してもらったみそです。そこに携わった、恐らく今まででいうと何千人という方々が思いを一つにしながら須恵町の健康づくりをやってこられたわけですから、その方々の思い、そして新しく住まれた町民の方々にもきちんと説明をやった上で、これを特産化するのであれば黒

字になる方法を考える、でも恐らくならないですよ。町がやる限りは。ですから、そのあたりを含めて、真摯に議長さんのほうにお願いして、議会のほうと話し合いの場を設けていきたい。その上で町民の方々に、資料がそろい次第問いかけて、やめるかやめないのかという皆さんの判断を仰ぎたい。

逃げているようですが、私はやっぱり思いがあるんです、もともと役場の職員だったから。その当時の職員、今でも残っていますが、一生懸命やっていたんです。町民の方々と一緒に。その思いで養生みそというのが生まれて、須恵町の健康づくりというのが花開いて全国的に有名になった。食からの健康づくりの町だと。このまちづくりの思いというのはなかなか捨て切れないという部分もありますので、ぐだぐだ言っておりますけど、この件については、全てのことに  
ついて保留させていただいて議長さんのほうに私も正式に申し入れしますので、議員さん方として、熟議をやった上で、できれば来年の3月ぐらいの町長報告で町民のアンケートをとろう  
やとか、もしかすると、もうその時点で、今後、今稼働している機械が壊れたらもうやめると、  
そういった結論をちょっとじっくり考えさせてもらえればと思っておりますので、よろしくお  
願いします。

○議長（松山 力弥） 三角栄重君。

○議員（9番 三角 栄重） 今町長の答弁を聞いて、非常に納得したんですけど、期間が余り長  
くなったら、だらだらなったら、またそれがぶり返して、みそはいいじゃないか、赤字がこれく  
らいあってもいいじゃないかってなるような気がしますので、僕は短期間に結論を出して、やめ  
てもらいたい。

以上です。私の考えです。これで質問を終わりたいと思います。

○議長（松山 力弥） 2番、男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 2番議員、男澤一夫でございます。質問する前に、7月28日に行  
われました糟屋郡民スポーツ大会について一言申し上げさせていただきます。

須恵町選手団は、団体の部で15組中7組優勝。個人の部で4名の方が優勝と酷暑の厳しい条  
件の中、すばらしい成績を残されています。ありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

また、相撲競技におきましても、対戦相手が体格のいい新宮町で、けがを恐れず鋭い視線で頭  
からぶつかっていく一生懸命な姿を拝見し、頼もしく思いました。敗れはしたものの準優勝され  
ています。改めてスポーツのすばらしさを実感しました。ありがとうございます。今後の相撲部  
のさらなる発展と活躍をご祈念申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1問目、公共施設の老朽化対策はということと、2問目、須恵町多目的公園（仮称）整備工事

の進捗状況はということで、2問の質問をさせていただきます。

公共施設の老朽化対策はということで、現在、小学校、中学校は改修工事により安心・安全な環境が整っています。しかし、町民の運動施設であるスポーツ公園のテニスコートは老朽化が激しく、試合に支障がないように、バックライン付近の人工芝は改修されているものの、フェンス付近は側溝のふたがさびて折れた状態やふたがない箇所もあります。かなり危険な状態のまま放置されていますので、利用者の事故が心配されます。

施設の修繕や改修には優先順位があると思いますが、早急に対応すべき事案と考えます。

まず1点目、いつからこの状態でしょうかということ。

2点目、修繕計画は立てておられるでしょうか。

3点目、須恵町公共施設等総合管理計画に基づく改修等の計画はありますか。

4点目に、その他のスポーツ施設の管理状況はということでお尋ねします。

こちらにつきましては、資料としまして写真を添付しておりますので、御参照ください。

2問目ということで、須恵町多目的公園（仮称）整備工事の進捗状況はということで、山の神グラウンドの代替場所として計画されている多目的公園（仮称）について、整備工事の進捗状況が気になっています。児童から高齢者まで幅広い年齢の方が利用でき、楽しく過ごせる公園になればと思います。

整備される公園内では、犬の散歩を可能とするドッグランを併設することで、犬を通じてコミュニケーションが形成され、にぎわいのある公園になるのではないのでしょうか。

ということで、質問としましては、公園完成の目標設定は。

2点目、公園用途はどのような検討を経て決定されるのか。

3点目、ドッグラン設置をということで、以上をお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 1問目についてでございますけれども、テニスコートの側溝関係については、いつからこのような状態なのか、5年前からです。なぜ今までそれを放置していたのかということをこれ認知しておって放置はしている状態じゃなかったです。というのが、私その当時、副町長をやってしまして、教育長から副町長をやって、ちょうどその過渡期に大体そういうふうなものが出てきたということなんですけれども、それに対して教育委員会の施設予算にかなり多くの大規模改修とかそういったものに使われていた。ですから、社会教育に関する軽微な部分については、それが一段落するまでは予算はつけないという形で、大きな形の部分につけていた。それは大体終わったんです。今回、質問をもらう前に社会教育課の来年度予算で計上しようということで、もう私のほうから命令しておりますので、この問題は来年度解決します。

総合計画に伴う改修計画等、これは当然須恵町公共施設等総合整備管理計画、基本計画です。

今後の須恵町の長期的な公共施設のあり方や、効率的な、効果的な維持管理運営等について、基本的な方向性、方針を示す資料として、平成28年に策定しております。

基本方針においては、町内施設7施設、あおば会館、スポーツ公園、健康広場、西幼稚園、武道場、運動公園、そして旅石広場です。これらについては、スポーツを通じて町民あるいは町外住民の交流の場として位置づけて、必要な機能を確保していくとしています。

各施設の具体的な整備、維持管理の計画につきましては、個別に計画を策定することになっておりまして、このテニスコートについては、当面は周りの側溝をやると。最終的に大きな部分が終わった段階で中の人工芝ですか——をやっ払いこうという考えで計画をしています。

大規模改修など公共施設、特に社会教育施設も含めて、教育施設自体が老朽化が進んでおりますので、慎重に進めながら、特にあおば会館と西体育館の問題でちょっと頭を抱えておりますので、そのあたりも含めた上で今後策定、財政計画も含めてやっていきたいと考えております。

それでは、多目的公園の整備の進捗状況はということなんですけれども、公園完成については令和3年3月末の完成を目指しております。工事施行に関しては、別途業務委託を行い、工期については詳細に打ち合わせをしている段階です。

打ち合わせ次第では、ひょっとすると構造物の関係から令和3年の4月以降になる可能性も出てくるのかなと思っております。

公園用途はどのような検討を経て決定されるのかということなんですけれども、これはもう議員が御指摘のとおり、山の神健康グラウンド代替施設として、7行政区、第3小学校区の方々を含めて、広くグラウンドゴルフで利用なさっていたグラウンドですから、あくまでもグラウンドゴルフに関してはきちんとやるんだということで、あとは付带的にはソフトボール場、これはナイター設備はつけません。でやるようにしております。要するに、今現在、学校施設を使いながらソフトボールをなさったり、あるいは地域のソフトボール大会などいろんな場面で昼間使ってもらうソフトボール場で計画しているという状況でございます。

運営方法としては、社会体育施設として若杉の森運動公園のような形で管理人を置かないとちょっと難しいかなということで、きちんと管理していくようにしております。

最後に御質問いただいた、ドッグランの設置をこの広場でということなんですけれども、これはちょっと難しい。なぜかという、須恵町の役場の中には犬に詳しい人間もいませんし、ペットとしては。ドッグランになると、これは専門のインストラクターを置いておかないと、要するに外飼いの大型犬・小型犬、室内飼いの大型犬・小型犬、そういったものを全部受け入れるとすとなかなかちょっと、行政サイドでドッグランの施設を運営するというのは難しいし、この運動公園、多目的公園の初期の目的から離れますので、ドッグランについては御容赦願いたいと考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 御丁寧なお答え、ありがとうございました。

公共施設に関しましては、納得いたしました。ありがとうございます。

また、この多目的公園についてなんですが、ドッグランができませんので、内容についても理解できました。

ただ、最近私も散歩とかしている中で、かなり犬を連れて散歩とかしてある方が見られるので、そういう場所があればと思ひまして御提案した次第でございます。

また、ナイターがないということなんですが、昼間、親子連れの小さいお子様とかが来て、お弁当を持って遊びに来れるような、来たときに例えば2時間、3時間楽しめるような、そのような公園に最終的にはなればいいなと思っているんです。

確かに、先ほど前任者の質問で、遊具等も提供、維持管理が大変だということもお伺いしましたが、私たちの子どもの時と比べまして遊具施設もかなり少なくなっています。その関係上、どうしても体力の低下とかも現在問題となっているところでございますので、そういう面からも、子どもたちが楽しく遊べるような遊具とかも設置してもらいたいのかなと思ひまして、その辺を含めて今後検討していただきたいなと思ひます。

私としましては、きょうの質問はこれで終わります。有意義な時間をいただきましてありがとうございました。終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、一般質問を終結します。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時20分より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、9月13日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時07分散会

---



---

令和元年第3回（定例）須恵町議会会議録（第3日）

令和元年9月13日（金曜日）

---

議 事 日 程（第3号）

令和元年9月13日 午前10時00分開議

- |        |          |                                                            |
|--------|----------|------------------------------------------------------------|
| 日程第 1  | 議案第 57 号 | 平成30年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について                                 |
| 日程第 2  | 議案第 58 号 | 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について                           |
| 日程第 3  | 議案第 59 号 | 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について                          |
| 日程第 4  | 議案第 60 号 | 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について                          |
| 日程第 5  | 議案第 61 号 | 平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について                         |
| 日程第 6  | 議案第 62 号 | 平成30年度須恵町水道事業会計決算の認定について                                   |
| 日程第 7  | 議案第 63 号 | 須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について                          |
| 日程第 8  | 議案第 64 号 | 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例                                          |
| 日程第 9  | 議案第 65 号 | 須恵町上下水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 議案第 69 号 | 自治功労者の推戴について                                               |
| 日程第 11 | 議案第 70 号 | 自治功労者の推戴について                                               |
| 日程第 12 | 議案第 71 号 | 自治功労者の推戴について                                               |
| 日程第 13 | 議案第 72 号 | 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）                                      |
| 日程第 14 | 陳 情      | 「天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書」                                     |
| 日程第 15 | 陳 情      | 「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める陳情書」         |
| 日程第 16 | 陳 情      | 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書」        |
| 日程第 17 | 陳 情      | 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書」      |
| 日程第 18 |          | 委員会の閉会中の継続調査について                                           |
| 日程第 19 |          | 議員の派遣について                                                  |

---

本日の会議に付した事件

- |        |          |                                                            |
|--------|----------|------------------------------------------------------------|
| 日程第 1  | 議案第 57 号 | 平成 30 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について                               |
| 日程第 2  | 議案第 58 号 | 平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について                         |
| 日程第 3  | 議案第 59 号 | 平成 30 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について                        |
| 日程第 4  | 議案第 60 号 | 平成 30 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について                        |
| 日程第 5  | 議案第 61 号 | 平成 30 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について                       |
| 日程第 6  | 議案第 62 号 | 平成 30 年度須恵町水道事業会計決算の認定について                                 |
| 日程第 7  | 議案第 63 号 | 須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について                          |
| 日程第 8  | 議案第 64 号 | 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例                                          |
| 日程第 9  | 議案第 65 号 | 須恵町上下水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 議案第 69 号 | 自治功労者の推戴について                                               |
| 日程第 11 | 議案第 70 号 | 自治功労者の推戴について                                               |
| 日程第 12 | 議案第 71 号 | 自治功労者の推戴について                                               |
| 日程第 13 | 議案第 72 号 | 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）                                    |
| 日程第 14 | 陳 情      | 「天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書」                                     |
| 日程第 15 | 陳 情      | 「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める陳情書」         |
| 日程第 16 | 陳 情      | 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書」        |
| 日程第 17 | 陳 情      | 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書」      |
| 日程第 18 |          | 委員会の閉会中の継続調査について                                           |
| 日程第 19 |          | 議員の派遣について                                                  |

---

出席議員（14名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 白 水 春 夫 | 2 番  | 男 澤 一 夫 |
| 3 番  | 稲 永 辰 己 | 5 番  | 藤 野 正 剛 |
| 6 番  | 川 口 満 浩 | 7 番  | 児 玉 求   |
| 8 番  | 世 利 孝 志 | 9 番  | 三 角 栄 重 |
| 10 番 | 猪 谷 繁 幸 | 11 番 | 田 ノ 上 真 |
| 12 番 | 田 原 重 美 | 13 番 | 三 上 政 義 |
| 14 番 | 今 村 桂 子 | 15 番 | 松 山 力 弥 |

---

欠 席 議 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 吉 松 良 徳 | 係 長 | 白 水 誠 |
|-----|---------|-----|-------|

---

説明のため出席した者の職氏名

|           |           |           |             |
|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 町 長       | 平 松 秀 一   | 副 町 長     | 稲 永 修 司     |
| 教 育 長     | 安 河 内 文 彦 | 総 務 課 理 事 | 梅 野 猛       |
| 子ども教育課長   | 御 手 洗 文 生 | 税 務 課 長   | 合 屋 浩 二     |
| 地域振興課長    | 稲 永 勝 章   | 都市整備課長    | 甲 木 圭 二     |
| 住 民 課 長   | 合 屋 真 由 美 | 管理担当課長    | 今 泉 英 明     |
| 上下水道課長    | 世 利 昌 信   | まちづくり課長   | 平 山 幸 治     |
| 健康福祉課長    | 吉 川 聡 士   | 社会教育課長    | 安 河 内 ひ と み |
| 会 計 管 理 者 | 今 泉 俊 裕   | 総 務 課 参 事 | 諸 石 豊       |
| 監 査 委 員   | 吉 松 辰 美   |           |             |

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第57号から議案第62号の6議案は関連議案、日程第15から日程第17の陳情については同趣旨の内容でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

---

日程第1. 議案第57号

日程第2. 議案第58号

日程第3. 議案第59号

日程第4. 議案第60号

日程第5. 議案第61号

日程第6. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第57号平成30年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、議案第58号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第59号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第60号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第61号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第62号平成30年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とすることとします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○決算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。決算審査特別委員会に付託を受けておりました議案第57号平成30年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第62号平成30年度須恵町水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について、審査の経過と結果について報告をいたします。

審査に際しまして、関係課長、係員から決算概要の説明を聞くとともに、提出資料を参考に、去る9月4日、5日、6日の3日間審査を行いました。審査内容の詳細につきましては、議長、監査委員を除く議員12名の特別委員会であることから省略をさせていただきます。

それでは、各議案についての報告に入ります。

議案第57号平成30年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算書10ページで

す。

歳入総額 8 5 億 3, 4 8 4 万 8, 9 3 9 円、対前年度比 3. 5 % 減に対し、歳出総額 8 1 億 2, 9 2 7 万 6, 3 6 7 円、対前年度比 4. 4 % の減で、歳入歳出差し引き額は 4 億 5 5 7 万 2, 5 7 2 円となり、過去最高額となりました。

経常収支比率は、前年度と同じ 8 6. 7 % となりましたが、この指標は、町村にあっては 7 0 % 程度にとどまることが妥当されていますので、依然として財政構造の硬直化、ゆとりがなくなっている状況は続いています。3 0 年度は翌年度へ繰り越す財源として、繰越明許費を 3, 3 7 7 万 2, 0 0 0 円を計上し、歳入歳出差し引き額から繰越額を差し引いた額、実質収支額は 3 億 7, 1 8 0 万 1, 0 0 0 円となり、9 年連続の黒字決算となっています。

この実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は 3, 2 1 3 万 7, 0 0 0 円の黒字に、また、単年度収支に実質的な黒字要素、赤字要素を控除した実質単年度収支も 2 億 4, 4 5 0 万 7, 0 0 0 円の黒字となっています。

財政調整基金は、決算余剰金、不動産売り払い収入の 2 億 1, 2 3 7 万円を積立とし、取り崩しはありませんでしたので、結果、積立額がそのまま増額となり、総額は 2 5 億 3, 4 7 8 万 8, 0 0 0 円となりました。

歳入においては、歳入全体の調定額及び収入済み額は前年度より減少し、町税の滞納整理の推進により不納欠損額が増加しています。そのため、収入未済額が減少していますが、収入率は 0. 0 9 ポイント減少しています。また、町税の徴収率は 9 4. 9 8 % で、前年度に比べ上昇していますが、糟屋地区内では、いまだ下位に位置しています。

自主財源では、町税が 3 0 億 2, 0 5 7 万 4, 0 0 0 円で、町民税の個人分では納税義務者の増加、法人分では新規参入事業所の増加などにより、前年度比 5, 6 7 5 万 9, 0 0 0 円の増で、固定資産税は事業所の増加、住宅新築などにより 1, 8 8 2 万 2, 0 0 0 円の増、軽自動車税は 3 9 8 万 5, 0 0 0 円の増、町たばこ税は喫煙者の減少、電子たばこの普及により 6 0 3 万円の減でした。全体では 2. 5 %、7, 3 5 3 万 6, 0 0 0 円の増収となりました。

繰入金は、財政調整基金繰入金からの繰り入れがなく、2 7 7 万 7, 0 0 0 円の減額、繰越金は 1, 9 2 1 万 7, 0 0 0 円の増額でした。

依存財源では、地方交付税 1 8 億 6, 7 0 6 万 2, 0 0 0 円、前年度比、金額で 7, 8 3 3 万 1, 0 0 0 円、率にして 4 % の減、地方消費税交付金 4 億 6, 7 8 5 万 9, 0 0 0 円、前年度比 2 5 9 万 4, 0 0 0 円、率にして 0. 6 % の増、国庫支出金 9 億 1, 5 4 7 万 3, 0 0 0 円、前年度比 9, 3 6 2 万 4, 0 0 0 円、率にして 9. 3 % の減、県支出金 5 億 9, 4 2 6 万 9, 0 0 0 円、前年度比 1 億 6, 3 6 5 万 8, 0 0 0 円、率にして 2 1. 6 % の減、町債は 6 億 9 6 0 万円、前年度比 5, 2 3 7 万 7, 0 0 0 円、率にして 7. 9 % の減となっています。

自主財源は前年度に比べ7,710万6,000円の増、歳入合計に対する構成比も2.7ポイント増加しています。対して、依存財源は町税が伸びたことによる地方交付税の減額、国、県支出金の減額により、歳出合計に対する構成比は減少しました。

30年度の地方債の借入額は6億960万円で、主なものは臨時財政対策債3億2,000万円、庁舎改修事業債3,000万円、小学校施設整備事業債5,550万円、学校教育施設整備事業債1億4,400万円です。

また、年度末の地方債残高は68億331万5,000円で、前年度に比べると1億2,192万1,000円増加しており、ここ5年間、上昇傾向にあります。

歳出において、前年度と比較した決算増減額の主なものは、2款総務費では、財政調整基金積立金及び利子積立金1億8,628万8,000円の増、包括業務委託料3,328万3,000円の増、庁舎1階窓口改修業務委託料3,186万円の増、須恵町多目的公園（仮称）造成工事請負費2,786万4,000円の増、ふるさと応援寄附記念品1,207万1,000円の増。

3款民生費は、保育所等整備事業費補助金2億3,449万2,000円の減、国民健康保険その他繰出金3,400万円の減です。

4款衛生費は、ごみ収集委託料307万8,000円の増、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金1億1,475万3,000円の減。

6款農林水産費は市場ため池改修工事請負費2,238万9,000円の増。旅石地区水路改良工事請負費8,900万3,000円の減。

7款商工費は、プレミアム付き商品券発行事業補助金2,654万8,000円の減。

9款消防費は、粕屋南部消防組合負担金3,090万3,000円の増。防災行政無線整備工事設計業務委託料517万3,000円の増。城山防災会館（仮称）建設工事請負費9,806万4,000円の減。

10款教育費は、小中学校空調設備設置工事請負費1億5,253万2,000円の増。須恵第三小学校校舎外壁防水改修工事請負費7,408万8,000円の増。須恵東中学校大規模改造工事請負費2億3,072万円の減額です。

12款公債費は、平成14年度に借り入れたスポーツ公園整備ほか7件の起債償還終了で6,633万4,000円の減。また、アザレア幼児園建設ほか6件の起債償還開始で3,172万円の増となっています。

これを性質別で見ると、主なものは、人件費12億3,350万7,000円で、前年度比352万円、0.3%の減。扶助費17億5,718万6,000円で、333万5,000円、0.2%の増。普通建設事業費5億2,822万3,000円で、2億3,767万7,000円、31%の減です。

30年度の特別会計への繰出金は7億1,819万3,546円で、前年度より1,056万2,266円の減額となりました。

繰出金の主なものは、国民健康保険特別会計2億8,674万3,066円で、4,195万2,568円減額しております。これは県が財政主体となったことに伴い、共同事業拠出金が廃止されるなど財政規模が縮小し、平成29年度に比べ経営状況が改善されたことによります。

後期高齢者医療特別会計9,391万5,480円で、691万9,302円の増。

公共下水道事業特別会計2億8,686万7,000円で、1,837万8,000円の増。

農業集落排水事業特別会計5,066万8,000円で、609万3,000円の増額です。

質疑として、歳入において14款県支出金で、ため池の工事予定について、歳出において2款総務費で多目的公園造成工事請負費について、須恵町民からのふるさと納税の状況について、3款民生費で、保育実施負担金の執行残について、広域保育実施委託料について、児童遊園遊具点検業務委託料について、10款教育費で図書館臨時雇い賃金の不用額について、運動公園管理運営費賃金の不用額について、運動公園ナイター照明設備の点検・電球の交換について、などの質疑がありました。

討論として、高い国保税を協会けんぽ並みにするため、国保会計への繰り出しをふやすべきであるとの考えから反対するとの反対討論がありました。

質疑、討論を踏まえ、採決の結果、賛成多数で認定しております。

続いて、議案第58号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、182ページです。

歳入総額31億375万6,326円、歳出総額30億9,763万9,529円で、歳入歳出差し引き額は611万6,797円となっており、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ると、70万188円で、単年度収支から実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた実質単年度収支は、マイナス291万9,736円となり、赤字となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は91.3%、そのうち国民健康保険税が63.9%です。歳出合計の予算に対する執行率は99.9%となっています。

対前年度比較ですが、歳入では4款県支出金が21億2,819万4,962円の増、6款繰越金が76万1,231円で、率にして16.4%、7款諸収入が49万2,667円、5.9%の増となっています。

1款国民健康保険税がマイナス2,626万3,801円で、率にして4.8%、3款国庫支出金がマイナス8億3,076万9,609円、100.0%、5款繰入金がマイナス4,195万2,568円、12.8%の減です。

歳出では、2款保険給付費が3,043万5,495円で、率にして1.4%、3款国民健康保

険事業費納付金が7億4,427万4,655円の増、6款保健事業費が804万1,780円で、率にして39.4%、8款諸支出金が115万3,300円、2.9%の増です。

1款総務費が1,813万8,342円で、率にして38.5%、4款共同事業拠出金が8億664万838円、100%の減です。

平成30年度の国民健康保険税の徴収率は、現年度91.7%で、前年度比0.07ポイントの減、滞納繰越分11.8%で、1.1ポイントの減となっており、全体では63.89%で、前年度より1.03ポイント下がっています。

不納欠損額が1,009万7,877円で、人数は141人となっています。

今年度の決算額は前年度と比較すると、歳入が約5億2,430万円、歳出が約2億2,500万円の減となっております。これは平成30年度からの国保税の改革に伴い、経営主体が県へ移行したことで、科目も大きく変更になり、税率改定を行ったため、国民健康保険税の収入済み額が減ったことと、被保険者数の減少によるものです。また、諸支出金の療養給付費と償還金及び高額医療費共同事業負担金償還金の影響により、国民健康保険会計の赤字補填のための一般会計繰入金は4,300万円となり、前年度と比較すると3,400万円の減となりました。

質疑として、歳入において5款繰入金でその他一般会計繰入金についての質疑がありました。

討論として、法定外繰り入れを9,800万円にすべきとの理由により反対するとの反対討論がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で認定としております。

議案第59号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、212ページです。

歳入総額3億5,040万8,227円、歳出総額3億3,415万9,820円で、歳入歳出差し引き額は1,624万8,407円となっており、実質収支額も同様です。歳入合計額の予算に対する収入率は100.4%、調定に対する収入率は98.7%、歳出合計額の予算に対する執行率は95.7%となっています。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億3,842万5,002円、歳入合計に対する構成比は68%と、4款繰入金9,391万5,480円、歳入合計に対する構成比26.8%が大半を占めています。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金3億2,224万1,826円、歳出合計に対する構成比96.4%が主なものです。

討論として、介護保険、後期高齢者医療ともに、国保会計に戻すべきとの理由で反対しますとの反対討論がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で認定としております。



議案第60号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、230ページです。

歳入総額は12億3,600万6,369円で、前年度比17.2%、1億8,156万8,063円の増です。歳出総額は12億2,716万2,493円で、前年度比17.8%、1億8,535万6,080円の増です。歳入歳出差し引き額は884万3,876円で、実質収支額も同額です。単年度収支は171万1,983円で、黒字決算となりました。歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は99.1%で、前年度比0.3ポイント増です。歳出合計額の予算に対する執行率は99.4%で、前年度比4.8ポイント増です。

歳入では、1款負担金が供用開始面積の減により前年度比28.4%、1,501万9,502円の減となりました。2款使用料等は、公共下水道への接続がふえたことにより、前年度比4.5%、1,144万7,130円の増となりました。3款国庫支出金は前年度比44.4%、4,550万円の増、5款繰入金は前年度比5.6%、1,700万3,000円の増、8款町債は前年度比36.6%、1億2,190万円の増となりました。

歳出では、1款総務費が前年度比4.1%、903万182円の減、2款下水道事業費が48.4%、1億7,725万2,004円の増、3款公債費が3.8%、1,713万4,258円の増です。

町債の今年度借入額は4億5,460万円で、償還未済額は67億8,894万9,341円となっています。なお、下水道普及率は86.1%です。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

議案第61号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、252ページです。

歳入総額は8,539万2,055円で、前年度比7.7%、612万7,606円の増です。

歳出総額は8,204万1,685円で、前年度比7.5%、575万8,101円の増です。

歳入歳出差し引き額は335万370円、実質収支額も同額で、単年度収支は36万9,505円の増となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.6%、調定に対する収入率は99.9%で、前年度比0.2ポイント増です。

歳出合計額の予算に対する執行率は96.6%となっております。

歳入では、2款使用料が前年度比3%、22万8,500円の減、3款繰入金は13.7%、609万3,000円の増、6款町債は3%、70万円の増となりました。

歳出では、2款農業集落排水事業費が31.8%、417万2,162円の増、3款公債費が2.5%、156万8,144円の増です。町債の今年度借入額は2,410万円で、償還未済額

は4億1,631万8,317円となっています。なお、下水道普及率は2.5%です。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

議案第62号平成30年度須恵町水道事業会計決算の認定について、別冊の水道事業会計決算書、23ページです。

営業実績で、給水人口は2万8,482人で、前年度比334人増加しました。年間総配水量は267万2,810立方メートルで、年間総有収水量は253万5,083立方メートルで、1万1,659立方メートル増加し、有収率は94.85%、水道普及率は99.49%でした。

配水施設改良工事は、上須恵地区15工区水道管切りかえ工事ほか9件が施工されています。

収益的収支は、費用の節約に努めたことにより、水道事業収益6億1,386万7,388円に対し、同費用は5億4,158万1,439円で、差し引き7,228万5,949円の黒字となっています。

当年度未処理分利益剰余金は5億6,990万8,067円となっています。

資本的収支では、国庫補助事業が昨年度で終了したことに従って、収入・支出ともに前年度より減となったため、収入4,110万8,980円に対し、支出は2億2,966万8,308円となり、差し引き1億8,855万9,328円の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填されています。

採決の結果、全員賛成で認定としております。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第57号から議案第62号について、質疑に入ります。議員の皆さんは全員決算審査特別委員会でございますので、質疑を省略させていただきます。そういうことで、質疑なしと認めます。よって、これより議案第57号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第57号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第57号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第57号平成30年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決し認定することに決定しました。

議案第58号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（7番 児玉 求） 議案第58号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

反対する第1の理由は、国保税が余りにも高いということであります。

第2の理由は、一般会計から国保会計への法定外繰り入れが平成29年度7,700万円から、平成30年度は4,300万円に大幅に減らされたことです。我が党の試算では、40代夫婦・子供2人、4人世帯、給料収入224万円、給与所得138万8,000円、資産税5万円のモデル世帯で、国保税は21万6,400円です。しかし、会社勤めの協会けんぽは、その半分、約11万円であります。25億円の財政調整基金の計画的な活用などで、法定外繰り入れをふやすよう要望をいたします。

税金の使い方は富の分配を公平にするために使うべきです。大事なことは、高過ぎて払えない約500世帯の滞納世帯をなくし、払える国保税に引き下げて、短期保険証をなくし、重症化する前に病院に行けるようにすべきです。早期発見・早期治療は保険給付も減ります。

以上の理由により反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論はありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第58号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第58号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第58号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決し認定することに決定しました。

議案第59号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第59号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第59号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は御起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第59号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決し認定することに決定しました。

議案第60号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第60号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第60号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第60号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決し認定することに決定しました。

議案第61号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

よって、議案第61号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第61号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決し認定することに決定しました。

議案第62号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第62号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第62号平成30年度須恵町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり可決し認定することに決定しました。

---

#### 日程第7. 議案第63号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第63号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第63号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員制度を導入し、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する必要事項を定めるため、当該条例を制定する必要性が生じたので、提案するものです。

2ページをお願いします。

第1条で、制定の趣旨を、第2条で、フルタイム、パートタイムの会計年度任用職員の用務の意義を定めております。第3条で、会計年度任用職員の給与について、フルタイムの給与とは、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいう。パートタイムの給料とは、報酬及び期末手当をいう、としています。また、給与は現金で支払わなければならない場合、申し出があれば口座振替の方法でもできる、としております。

第4条から第17条までに、フルタイムの会計年度任用職員に対する給付の整理を行い、第18条から第28条までに、パートタイムの会計年度任用職員に対する給付の整理を行っていま

す。

第29条で、給与からの控除について、一般職の職員の給与に関する条例の規定に準用するとし、第30条で、職務の特殊性を考慮し、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定めるとしています。

第31条で、休職者の給与について、休職の期間中、いかなる給与も支給されないとし、第32条で、必要な事項は規則に委任する旨、定めています。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で、可決としています。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。児玉議員。

○議員（7番 児玉 求） 会計年度任用職員は、いつでも非正規雇用、いつでも雇いどめの可能性という、劣悪的な状態が続く危険性があるんじゃないかと思います。で、条件は非常に今の職員と同じような形になるというような形ではありますが、今後も正規職員削減、非正規化につながるんじゃないかなというふうな点がありますか。それについてお答えください。

○議長（松山 力弥） 田ノ上君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） ただいまの質問でございます。

何とお答え申し上げますか。当委員会に付託されました議事は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定でございますし、私が報告申し上げたのもその件に関するものでございます。

そもそもの上位法が改正されて、この制度が導入されることになり、地方公務員法の第24条5項、議案にも載っていると思いますが、職員の給与、その他の勤務条件を条例で定めると法に規定されているとおりの条例をつくっているわけでございます。

そもそも、会計年度任用職員が必要云々ということは、これは国会で議論するものでございますので、当委員会から説明報告とする関係ではないと考えます。

以上です。

○議長（松山 力弥） いいですか。児玉君。

○議員（7番 児玉 求） これは役場の職員の条件については非常に条件がよくなると。で、町の職員もふえるということで、条件的には非常に喜ばしいことでありますが、これは、今後の正規職員の削減につながるかどうかをお聞きしているんですから、国が決めたものを町で施行するというところでございますが、その可能性について再度お答えください。

○議長（松山 力弥） ちょっとこの議案について違うけど、町長、ちょっといいですか。

○町長（平松 秀一） その件に関しては、正規職員というのは条例で定数を決めておりまして、それを恣意的に削減するための法制度ではございません。これは、あくまでも上位法の中で、非

正規職員、そういったものの改善に対する内容でございます。

ですから、今、御質問があったように、役場の定数をふやして、恣意的に減らして、その部分を臨時とか、そういったものに対して会計年度任用職員をふやして、経営的にやろうかと、そういった恣意的な話ではございませんので、定数条例に守られた範囲内でやっていくということです。

以上です。

○議長（松山 力弥） はい。

○議員（7番 児玉 求） 今、町長のお話を聞きました。このことで非正規に移行すると、そういうことはないということを断言されたので、よく理解いたしました。

○議長（松山 力弥） これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第63号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第63号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第64号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第64号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第64号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由として、住民基本台帳法施行令などの一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

3ページの新旧対照表をごらんください。

第5条、印鑑登録では第1号及び2号中の氏名、氏、名の次に旧氏を加えるものです。

第10条、登録事項の修正では、第1項を現行の実務に合わせた条文に改め、第1項を削るものです。

第12条、印鑑登録の抹消では、第1項第3号中の氏の次に旧氏を含む内容の条文を加えるものです。

次のページ。

第14条の見出し中、「印鑑証明書」を「印鑑登録証明書」に改めます。

2ページに戻っていただきまして、附則です、第1項この条例は令和元年11月5日から施行するとし、第2項旧氏による第14条第3項の規定の適用による個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付申請については、この条例の施行の日から令和2年2月29日までの間に適用しないとしています。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第64号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第64号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって議案第64号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第65号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第65号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第65号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、水道法施行令の一部が改正され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

主な改正点としては、学校教育法の一部改正において専門職大学の制度が新たに設けられたことにより、水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件を拡大する必要性が生じたことによる条例の改正です。

続いて、新旧対照表にて説明します。

3、4ページをお願いします。

布設工事監督者の資格に関する第3条第1項第3号、水道技術管理者の資格に関する第4条第1項第2号及び第4号の実務経験年数に関する規定における短期大学卒業者に専門職大学の前期課程修了者を含めるものでございます。

2ページにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第65号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第65号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第65号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第10、議案第69号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第69号自治功労者の推戴についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第69号自治功労者の推戴について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例の規定により本議会の同意を求めるものです。

住所、糟屋郡須恵町大字上須恵501番地、氏名、安河内哲夫、生年月日、昭和16年7月31日、78歳でございます。2ページの経歴書をごらんください。安河内氏は、保護司を平成3年9月1日から平成29年8月31日までの26年間、上須恵区長を平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間勤められてきました。

また、同氏は、平成29年秋に叙勲を受賞されており、須恵町表彰条例の国及び県から功労表彰を受け、かつ町政の枢要な任務に参画し、本町自治振興に尽くした者及び町長が認めた者であり、規定に該当するため、自治功労者として推戴するものです。



採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、議案第69号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第69号自治功労者の推戴については、委員長報告のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第11．議案第70号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第70号自治功労者の推戴についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第70号自治功労者の推戴について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例の規定により本議会の同意を求めるものです。

住所、糟屋郡須恵町大字旅石749番地、氏名、三角良人、生年月日、昭和23年4月10日、71歳でございます。

2ページの経歴書をごらんください。

三角氏は、須恵町議会議員を平成15年5月1日から平成23年4月30日まで、また、同議長を平成23年5月1日から平成31年4月30日までの4期16年勤められてきました。

須恵町表彰条例の町議会議員在職16年以上とあり、規定に該当するため、自治功労者として推戴するものです。

採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって議案第70号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第70号自治功労者の推戴については、委員長報告のとおり同意することに決定しました。

---

## 日程第12. 議案第71号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第71号自治功労者の推戴についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第71号自治功労者の推戴について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例の規定により本議会の同意を求めるものです。

住所、糟屋郡須恵町大字植木352番地、氏名、大場仁、生年月日、昭和24年2月21日、70歳でございます。

2ページの経歴書をごらんください。

大場氏は、社会教育委員代表を昭和63年4月1日から平成11年3月31日までの11年間、消防団副団長を平成4年4月1日から平成6年3月31日の2年間、消防団団長を平成6年4月1日から平成8年3月31日の2年間、教育委員会委員を平成10年7月1日から平成18年6月30日の8年間、教育委員長を平成18年7月1日から平成24年9月30日までの6年3カ月、甲植木区区長を平成28年4月1日から現在までの3年5カ月勤められてきました。

須恵町表彰条例の法令または町条例に基づき、別表に掲げる各種委員会及び任命された各種役職に在職30年以上とあり、規定に該当するため、自治功労者として推戴するものでございます。

採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって議案第71号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第71号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第71号自治功労者の推戴については、委員長報告のとおり同意することに決定しました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時59分休憩

-----  
午前11時09分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第13. 議案第72号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第72号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第72号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について予算審査特別委員会の報告をいたします。

別冊の令和元年度歳入歳出補正予算書1ページです。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,530万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億378万8,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条地方債の追加、変更は、第2表地方債補正とし、第3条債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第4表繰越明許費によるとしています。

5 ページ、第2表地方債補正、1、追加、災害用トイレトレーラー整備事業債、限度額1,900万円、起債の方法、証書借入、利率4%以内、償還の方法はごらんのとおりです。

災害用移動式トイレ購入費に対するものです。2、変更、庁舎1階東側トイレ改修事業債、限度額120万円を変更し、1,830万円とし、1,710万円の増額、設計業務委託に加え、工事請負費を計上したことによる事業費増によるものです。

道路改良事業債、限度額2,180万円、変更後2,660万円とし480万円の増額、補助金増により道路改良工事を1本追加することによるものです。起債方法、利率、償還方法は変更ありません。

6 ページ、第3表、債務負担行為補正、1、追加、コミュニティバス新ルート案策定業務委託、期間、令和元年度から令和2年度まで、限度額435万1,000円、コミュニティバスのバス停、ダイヤ、運行ルート等の見直しを行うものです。

7 ページ、第4表繰越明許費、7款1項商工費、国庫補助プレミアム付商品券事業1,800万円、商品券の回収、換金と業務が年度を越えるため、繰り越すものです。

10 ページ、11 ページ、歳入です。

1款3項軽自動車税200万円の減額は、制度改正により減額。

12款1項使用料779万1,000円の減額は、現年度分幼稚園使用料を幼児教育無償化により減額補正しています。

13款2項国庫補助金527万8,000円の増額は、社会資本整備総合交付金527万8,000円の増額補正。

14款2項県補助金2,842万7,000円の増額は、主に農業農村整備事業費県補助金2,400万円の増額補正です。

15款2項の財産売払収入は、不動産売払収入分225万7,000円を増額補正。

16款1項寄附金は、ふるさと応援寄附金1,000万円の増額補正を決算見込みにより計上。

18款1項繰越金9,591万1,000円の増額補正は、収支調整のためです。

19款3項雑入1,919万7,000円の増額は、幼児教育保育無償化事業の対象外である給食費を保育所・幼稚園合計で1,470万3,000円増額し、社会福祉協議会交付金、返納金を449万4,000円増額補正しています。

20款1項町債は、庁舎1階東側トイレ改修事業のほか2件の事業費に対するものを計上。

21款1項環境性能割交付金250万円の増額は、新たに自動車の燃費性能等に応じて課税される自動車税、環境性能割に対して国から交付されるものです。

歳出です。

2款1項総務管理費4,601万2,000円の増額補正の主なものは、1階東側トイレ改修工事請負費に1,900万円、ふるさと応援寄附金事業に444万3,000円、高齢者運転免許自主返納支援、タクシー利用助成金を決算見込みにより320万円増額補正。また、コミュニティバスルート見直しのためのコミュニティバス新ルート案策定業務委託料234万1,000円を増額補正しています。

3款1項社会福祉費1,992万2,000円の増額は、社会福祉協議会交付金242万2,000円、地域包括支援センター業務委託料1,700万円の増額が主なものです。

2項児童福祉費825万3,000円の増額は、幼児教育保育無償化事業における施設事業給付費として503万4,000円を増額補正しています。

4款2項清掃費301万2,000円の増額は、廃棄物収集事業のごみ収集委託料等の消費税増税に1,805万7,000円増額補正、浄化槽設備整備事業補助金の補助対象経費の追加に95万8,000円増額補正、6款1項農業費3,167万9,000円の増額は、町内3カ所のため池の耐震診断業務委託料2,700万円の増額補正が主なものです。

2項林業費932万5,000円の増額は、佐谷財産組合所有の森林調査、間伐を行うための荒廃森林整備事業委託料307万3,000円を増額補正しています。

8款2項道路橋梁費2,860万円の増額は、一番田地区4工区ほか3本の道路改良工事請負費等の増額補正。

9款1項消防費1,900万円の増額は、災害用トイレトレーラー、災害用の移動式トイレの購入費を計上しています。

10款1項教育総務費873万7,000円の増額は、小中学校トイレ改修工事設計業務委託料を860万7,000円増額補正。

2項小学校費292万3,000円の増額は、給食調理費等業務契約更新に伴う委託料の増額補正及び浄化槽維持、電気保守等の管理委託料の消費税増税分を各小学校の管理費で増額補正しています。

5項社会教育費828万3,000円の増額は、新原区ほか5行政区の類似公民館等施設整備費補助金245万3,000円の増額、図書館システム更新業務委託料583万円の増額補正が主なものです。

審査では質疑として、歳出において2款総務費でコミュニティバス新ルートの委託先について、4款衛生費で猫不妊去勢手術の状況についての質疑がありました。討論として、幼児教育無償化において給食費ゼロから2歳児の保育料を無償にすべきとの理由により反対するとの反対討論がありました。

予算審査特別委員会、賛成多数で可決としております。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（7番 児玉 求） 議案第72号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について反対討論をいたします。

今回の補正予算には、国による保育幼児教育無償化の実施に伴い、保育所及び幼稚園の3歳以上児の副食費を新たに徴収することが盛り込まれております。保育における給食は単なる食事提供ではなく、食育として位置づけられ保育の一環として行われているものであり、したがって、給食費は保育料に含まれておりました。ところが、政府は反対の意見を押し切って無償化の対象から副食費を除外してしまったのであります。

もともと保育料は、所得階層によって負担に傾斜がついており、低所得世帯は無償化の恩恵をほとんど受けない一方で、新たに副食費を払わなくてはなりません。これでは、無償化どころか負担増になってしまう世帯も出てきます。

副食費を保護者負担にせず、全額または一部助成する自治体もあります。本町は実施せず、保護者に負担を求めようとしております。

そもそも、幼保無償化の財源は、消費税10%への増税です。子育て世帯の多くは所得が低く、子育てに係る出費に苦しんでいます。幼保無償化による負担軽減は、消費税増税によって吹き飛んでしまうのが実態ではないでしょうか。したがって、幼保無償化に伴う予算補正に反対をいたします。

○議長（松山 力弥） ほかにありませんか。賛成討論ありませんか。——これにて討論を終結いたします。よって、議案第72号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第72号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第72号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 陳情

○議長（松山 力弥） 日程第14、陳情、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情でございます。両委員会で審議しておりますので、お手元に陳情の趣旨、また、決議案の内容に関しては議員の皆様よく御承知のことと思いますので、読み上げるのは割愛いたします。陳情の趣旨、賀詞の決議案、いずれも反対する理由はないとのことで審議が進みました。

総務建設産業委員会は全員賛成で採択しております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 日程第14、陳情、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書でございます。

文教厚生委員会の審議結果を報告いたします。

意見として、主権は皇室にある明治憲法下での儀式を行うことはどうか。即位に関しては喜ばしいことだが、旧皇室典範の継承を変えるべきだ。

儀式に関しては、天皇家として代々受け継がれてきている。時代が変わろうとも、それを継承していくのはあるべき姿。それを国民がどうこう言うのはどうか。前回の平成天皇御即位二十周年奉祝の賀詞決議も須恵町としては出ささせていただいた。個人的にも今回も出すべきだと思う。

この陳情は、即位に対してお祝いを申し上げるという陳情であり、儀式をどうこう言う問題ではない。などの意見が出されました。

採決の結果、文教厚生委員会、賛成多数で採択されています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（7番 児玉 求） 天皇陛下御即位奉祝賀詞に関する決議案に対して反対討論をいたします。

私は、日本国憲法の全条項を守る立場から、天皇の代がわりに伴う一連の儀式に当たっても日本国憲法の原則、国民主権と政教分離を厳格に守る必要があると思います。

天皇の制度を反対するものではございません。今回の天皇の即位について安倍政権は旧皇室典範、明治憲法下の絶対主義天皇制と、このときは、主権は天皇になります、の儀式をするとしております。日本国憲法に照らして……。

○議長（松山 力弥） 児玉議員、これは、儀式のことは全く関係ありません。この陳情は、天皇

御即位のお祝いのメッセージをするか、せんかという陳情でございまして、儀式のことは一切触れておりませんので、よろしいですか。

○議員（7番 児玉 求） そうです。これは、そうですけれども、今後10月に予定されます儀式におきましても、これを安倍政権は……。

○議長（松山 力弥） 安倍政権は関係ない。私たちの陳情は、須恵町議会が御即位に対してお祝いの言葉を述べるか、述べないかの陳情です。よろしいですか。

○議員（7番 児玉 求） そのことに関しては、私は喜ぶべきことというふうに。

○議長（松山 力弥） だからそういうふうに、これは陳情だから関係ないだろ、それ。

○議員（7番 児玉 求） いえいえ。

○議長（松山 力弥） どこに書いてありますか。その陳情書の中に。

○議員（7番 児玉 求） これは、祝賀を送るということですが……。 （「議長、動議、11番」の声あり）

○議長（松山 力弥） 児玉君、ちょっと着席。  
田ノ上君。

○議員（11番 田ノ上 真） ただいまの児玉議員の反対討論でございしますが、反対のお気持ちはよく伝わっておりますので、これで反対討論を終結していただきたいと思います。

○議長（松山 力弥） 今、田ノ上君の動議に対しましての賛成の方、挙手をお願いします。  
〔賛成者挙手〕

○議長（松山 力弥） 結構です。ただいま、田ノ上君の動議に対しましての御賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員でございします。よって、児玉君の反対討論は、これで却下します。討論を終結いたします。よって、本陳情についての採決に入ります。本陳情に対する各委員長の報告は採択です。よって、本陳情は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数あります。よって、陳情、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書は、各委員長報告のとおり採択されることに決定しました。

ここで、賀詞は、畏れ多くも私議長より読み上げさせていただきます。

賀詞。「天皇陛下におかせられましては、風薫る佳き日に、ご即位あそばされ、日本国及び日本国民統合の象徴として、皇位を継承なされますことは、誠に慶賀に堪えません。世界の平和と我が国の繁栄が一層進展し、令和の世が幾久しく続きますよう心から祈念申し上げ、ここに須恵



町議会は、町民を代表して謹んでお祝いを表します」

令和元年9月13日、須恵町議会。

---

日程第15. 陳情

日程第16. 陳情

日程第17. 陳情

○議長（松山 力弥） 日程第15、陳情、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書です。日程第16、陳情、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書。日程第17、陳情、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書を一括議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。

9番、三角栄重君。

○議員（9番 三角 栄重） 日程第15、陳情、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書、日程第16、陳情、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書、日程第17、陳情、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書について、文教厚生委員会の審議結果を報告いたします。

意見として、国の制度、国家予算の配分が先で、消費税増税は別の問題である。賃金を上げるために後期高齢者医療費や介護保険料が増額になるのであれば反対だが、消費税増税分でその財源を確保するのであれば賛成であるとの意見が出されました。

採決の結果、文教厚生委員会、全員賛成で採択されています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより日程第15について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、本陳情について採決に入ります。本陳情に対する委員長の報告は採択です。よって、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、陳情、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり

り採択することに決定しました。

日程第１６について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、本陳情について採決に入ります。本陳情に対する委員長の報告は採択です。よって、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、陳情、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第１７について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、本陳情について採決に入ります。本陳情に対する委員長の報告は採択です。よって、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、陳情、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### 日程第１８．委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第１８、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第７０条の規定により、次のとおり、所管事務について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、総務建設産業委員会より墓地、埋葬等に関する事業及び自主防災事業について、文教厚生委員会より、須恵町障がい児放課後等対策事業、医療費削減及び待機児童対策の取り組みについて、以上、各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第１９．議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、事前に文書を配付いたしておりますとおり、派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、配付文書のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、9月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午後1時から広報特別委員会を第三委員会室で開催しますので、委員の方は御集合お願いいたします。（「発言をお願いいたします。発言の許可をお願いいたします」の声あり）では、許可します。

○議員（7番 児玉 求） 先ほどの天皇の祝賀につきまして、動議で議員の発言を停止するということは。

○議長（松山 力弥） 議決しましたから、採択しましたから。勘違いしたらいかん、議決で終わったんです。ちょっとお座りください。私は、動議の部分皆さんに一人でも賛成者がいれば成立しますので、その後、採決しましたら、あなた以外の全員賛成で可決しましたので、これは、あなたの言うのにはなりません。これは議決しましたので。（「ちょっと意見を言います」の声あり）

会議を閉じます。令和元年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時40分閉会

---

## 会 議 録 署 名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長            松 山    力 弥

署名議員    8   番            世 利    孝 志

署名議員    9   番            三 角    栄 重